

# 管 理 委 託 契 約 約 款

	2001年10月2日	届	出
一部変更	2002年7月11日	届	出
一部変更	2003年8月20日	届	出
一部変更	2005年2月25日	届	出
一部変更	2005年6月24日	届	出
一部変更	2006年2月22日	届	出
一部変更	2006年6月20日	届	出
一部変更	2007年7月10日	届	出
一部変更	2009年6月19日	届	出
一部変更	2010年4月1日	届	出
一部変更	2012年4月16日	届	出
一部変更	2013年7月11日	届	出
一部変更	2014年1月9日	届	出
一部変更	2014年4月11日	届	出
一部変更	2015年4月27日	届	出
一部変更	2015年7月3日	届	出
一部変更	2016年2月5日	届	出
一部変更	2016年3月8日	届	出
一部変更	2016年6月7日	届	出
一部変更	2016年7月4日	届	出
一部変更	2016年9月14日	届	出
一部変更	2017年6月30日	届	出

JASRAC<sup>®</sup>

一般社団法人 日本音楽著作権協会



# 目 次

	ページ
管理委託契約約款	1
著作権信託契約約款	5
著作物使用料分配規程	27
収支差額金分配規程	75
私的録音補償金分配規程	79
私的録画補償金分配規程	89
管理手数料規程	99
信託契約申込金規程	103
私的録音補償金管理手数料規程	107
私的録画補償金管理手数料規程	111
信託期間に関する取扱規準	115



## 管理委託契約約款

### (目的)

**第1条** この約款は、著作権等管理事業法（平成12年法律第131号）第11条第1項の定めに基づき、一般社団法人日本音楽著作権協会（以下「本会」という。）の管理委託契約約款の内容を定めることを目的とする。

### (管理委託契約約款の構成)

**第2条** 本会の管理委託契約約款は、次の各号から成るものとする。

- (1) 著作権信託契約約款
- (2) 著作物使用料分配規程
- (3) 収支差額金分配規程
- (4) 私的録音補償金分配規程
- (5) 私的録画補償金分配規程
- (6) 管理手数料規程
- (7) 信託契約申込金規程
- (8) 私的録音補償金管理手数料規程
- (9) 私的録画補償金管理手数料規程
- (10) 信託期間に関する取扱規準

### 附 則

この約款は、平成14年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程（管理委託契約約款等の一部を変更する規程）は、2014年1月1日から施行する。



# 著作權信託契約約款

	1939年12月28日	許	可
	1952年8月5日	變更	許可
	1960年12月27日	變更	許可
	1969年6月23日	變更	許可
	1980年3月21日	變更	許可
	1998年3月6日	變更	許可
	2001年10月2日	届	出
一部變更	2005年6月24日	届	出
一部變更	2006年6月20日	届	出
一部變更	2007年7月10日	届	出
一部變更	2009年6月19日	届	出
一部變更	2010年4月1日	届	出
一部變更	2013年7月11日	届	出
一部變更	2015年7月3日	届	出
一部變更	2016年7月4日	届	出
一部變更	2017年6月30日	届	出





## 著作権信託契約約款

### (目的)

**第1条** この約款（以下「本約款」という。）は、音楽の著作物（楽曲を伴う歌詞を含む。以下「著作物」という。）の著作権の擁護と利用の円滑を図るため、一般社団法人日本音楽著作権協会（以下「受託者」という。）が、著作物の著作権（以下「著作権」という。）の管理を委託する作詞者、作曲者、音楽出版者その他著作権を有する者（以下「委託者」という。）との間において締結する著作権等管理事業法（平成12年法律第131号）第2条第1項第1号の信託契約（以下「著作権信託契約」という。）の内容を定めることを目的とする。

### (著作権信託契約締結の手続)

**第2条** 本約款を内容とする著作権信託契約を締結しようとする者は、著作権信託契約申込書に必要な資料を添えて、受託者に提出しなければならない。

**2** 受託者は、前項の規定による申込みに対し、著作権の信託を引き受けることが適当と認めるときは、別に定める信託契約申込金規程に規定する信託契約申込金の納付を条件として、これを承諾するものとする。

**3** 受託者は、著作権信託契約を締結したときは、これによって成立する信託（以下「本信託」という。）について、速やかに委託者に信託証書を交付する。

### (著作権の信託)

**第3条** 委託者は、その有する全ての著作権及び将来取得する全ての著作権を、本信託の期間（以下「信託期間」という。）中、信託財産として受託者に移転し、受託者は、委託者のためにその著作権を管理し、その管理によって得た著作物使用料等を受益者に分配する。この場合において、委託者が受託者に移転する著作権には、著作権法（昭和45年法律第48号）第28条に規定する権利を含むものとする。

**2** 本信託における受益者は、委託者とする。ただし、著作権信託契約の締結の際に委託者が受託者の同意を得て第三者を受益者として指定したときは、当該第三者とする。

**3** 委託者は、受託者の同意を得て受益者を変更する権利を有する。

**4** 第1項の「将来取得する全ての著作権」には、第25条の規定により委託者に帰属することとなった著作権を含むものとする。

### (管理委託範囲の選択)

**第4条** 委託者は、日本国内における著作権について、別表に掲げる支分権又は利用形態の区分の全部又は一部を管理委託の範囲から除外することができる。

**2** 委託者は、外国地域（受託者が第12条第1項の規定により管理を委託した外国著作権管理団体等の業務地域を単位とする。）における著作権について、次

に掲げる支分権の区分の全部又は一部を管理委託の範囲から除外することができる。

- (1) 演奏権、上演権、上映権、公衆送信権、伝達権及び口述権
- (2) 録音権、頒布権、貸与権及び録音物に係る譲渡権
- (3) 出版権及び出版物に係る譲渡権

3 前2項の規定により管理委託の範囲から除外された区分に係る著作権は、前条第1項の規定にかかわらず、受託者に移転しないものとする。

**(管理委託範囲の選択時期)**

**第5条** 委託者は、著作権信託契約の申込みの際、前条の規定に従い、管理委託の範囲を選択することができる。

2 委託者は、毎年4月1日に、前条の規定に従い、管理委託の範囲を変更することができる。この場合においては、その前年12月31日までに受託者に書面でその旨を通知しなければならない。

**(音楽出版者との複数の著作権信託契約)**

**第6条** 音楽出版者である委託者（法人に限る。）は、あらかじめ受託者の承諾を得て、その事業部を単位として、受託者との間で複数の著作権信託契約を締結することができる。

**(著作権の保証)**

**第7条** 委託者は、受託者にその著作権の管理を委託する全ての著作物について、著作権を有し、かつ、他人の著作権を侵害していないことを保証する。

2 受託者は、前項に規定する保証に関し、必要があるときは、委託者にその資料の提出を求めることができる。この場合において、委託者は、速やかにこれを提出しなければならない。

**(信託期間)**

**第8条** 信託期間は、信託契約申込金が納付された日の属する月の翌月1日に始まり、同日から起算して2年を経過した後最初に到来する3月31日に満了する。

2 現に委託者である音楽出版者が第6条の規定により新たな著作権信託契約を締結する場合における信託期間の開始日は、前項の規定にかかわらず、著作権信託契約申込書及びこれに添付すべき資料の提出の日の翌営業日から起算して10日（休業日は算入しない。）を経過した日とする。

3 次条の規定による更新後の信託期間は、3年とする。

**(信託期間の更新)**

**第9条** 信託期間は、その満了の3月前までに委託者が受託者に対して書面により更新をしない旨の通知をしなかったときは、その満了の時に更新されるものとする。ただし、委託者が著作権の侵害行為を行うなど本信託の継続を困難に

する事由があるときは、この限りでない。

**(著作権の譲渡)**

**第10条** 委託者は、第3条第1項の規定にかかわらず、あらかじめ受託者の承諾を得て、次の各号のいずれかに該当するときは、その著作権の全部又は一部を譲渡することができる。

- (1) 委託者が、社歌、校歌等特別の依頼により著作する著作物の著作権を、当該依頼者に譲渡するとき。
- (2) 委託者が、音楽出版者（受託者にその有する著作権の全部又は一部を信託しているものに限る。）に対し、著作物の利用の開発を図るための管理を行わせることを目的として著作権を譲渡するとき。

**(管理の留保又は制限)**

**第11条** 委託者（音楽出版者を除く。）は、第3条第1項、第4条及び第10条の規定により定める信託著作権の管理委託の範囲について、あらかじめ受託者の承諾を得て、次に掲げる留保又は制限をすることができる。

- (1) 委託者が、自らの信託著作権に係る著作物（前条第2号に規定する著作権の譲渡をした著作物を含む。以下この条において単に「著作物」という。）について、その関係権利者（著作物使用料分配規程第2条第1号の関係権利者をいう。以下同じ。）全員の同意を得て、日本国内において、次のイ又はロに該当する使用を自ら行うこと。ただし、ロに掲げる使用については、前条第2号に規定する著作権の譲渡がされていない著作物に限る。

イ 著作物の利用の開発を目的として、その提示又は提供につき対価を得ずに行う使用

ロ イに該当しない使用のうち、受託者の理事会において定める一定の規模の範囲内で行うもの

- (2) 委託者が、著作物の使用者と著作物を独占使用させる内容の専属契約を締結し、これに従って著作した特定の著作物について、その契約期間中に限り、当該使用者に対してのみ録音使用(映画録音を除く。)を認めること。ただし、著作権法第69条の規定の適用を受ける商業用レコードへの録音については、当該レコードが日本国内で最初に販売された日から3年以内に限る。
- (3) 委託者が、社歌、校歌等特別の依頼により著作する著作物について、当該依頼者に対し、その依頼目的として掲げられた一定の範囲の使用を認めること。
- (4) 委託者が、著作物の出版を引き受ける者を指定すること。

**2** 音楽出版者である委託者は、第3条第1項、第4条及び第10条の規定により定める信託著作権の管理委託の範囲について、あらかじめ受託者の承諾を得て、次に掲げる留保又は制限をすることができる。

- (1) 委託者が、著作物を自ら出版すること。
- (2) 委託者が、著作物の関係権利者全員の同意を得て、その利用の開発を図るため、日本国内において、違法な複製等を防止する技術的保護手段を講じて、著作物を自らインタラクティブ配信すること。ただし、委託者が、著作物の提示につき対価を得るときは、この限りでない。
- (3) 委託者が、訳詞又は新たな歌詞とともに録音される著作物について、その訳詞又は新たな歌詞を指定すること。

**(外国地域における管理)**

**第12条** 受託者は、信託著作権の外国地域における管理を外国著作権管理団体等に委託することができる。

- 2 前項の規定による委託を受けた外国著作権管理団体等が管理を行うときは、利用の許諾の方法、その対価の額の決定その他の業務執行方法は、当該外国地域の法令及び当該外国著作権管理団体等の規約に従う。

**(信託著作権及び著作物使用料等の管理方法)**

**第13条** 受託者は、定款及び本約款を遵守し、かつ、社員総会の決議に従って信託著作権及びこれに属する著作物使用料等を管理する。

- 2 受託者は、信託著作権に係る著作物の関係権利者に関する情報を記録して保管する方法により、信託著作権を分別して管理する。
- 3 受託者は、信託著作権に関する登録（著作権法施行令（昭和45年政令第335号）第35条第1項に定める信託の登録及び信託による移転の登録をいう。次項及び第17条において単に「登録」という。）を省略することができる。
- 4 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、受託者は、登録を行わなければならない。

- (1) 委託者又は受益者から請求を受けたとき。
- (2) 信託著作権について第三者が権利を主張することにより、受託者の著作権管理事業の適正な遂行に支障が生ずるおそれが明確になったとき。
- (3) 信託著作権が信託財産に属することを第三者に対抗する具体的な必要が生じたとき。

- 5 委託者又は受益者は、受託者に対し、第2項の情報の閲覧を請求することができる。

**(訴権)**

**第14条** 受託者は、信託著作権及びこれに属する著作物使用料等の管理に関し、告訴し、又は訴訟を提起することができる。

**(使用料等の徴収及び分配)**

**第15条** 受託者は、信託著作権に係る著作物が使用されるときは、次に掲げる著作物使用料等を徴収し、又は受領する。

- (1) 使用料規程に基づく著作物使用料
  - (2) 教科用図書その他の補償金
  - (3) 著作権法第104条の2第1項の指定管理団体から分配される私的録音録画補償金
  - (4) 外国著作権管理団体等から収納する著作物使用料
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、著作物の使用に伴う対価
- 2 前項第1号の規定にかかわらず、次に掲げる利用形態（第1号から第3号までについては、外国作品が利用される場合に限る。）について委託者が指定したときは、委託者がその使用料（第3号については、基本使用料（著作物の固定に係る使用料をいう。）に限る。）の額を定めるものとする。
- (1) 出版（第5号に該当するものを除く。）
  - (2) 映画への録音
  - (3) ビデオグラム（カラオケ用のビデオグラムを除く。）への録音
  - (4) ゲームに供する目的で行う複製
  - (5) 広告に利用する目的（以下「広告目的」という。）で行う複製
- 3 受託者は、徴収し、又は受領した著作物使用料等を、本約款、別に定める著作物使用料分配規程、私的録音補償金分配規程及び私的録画補償金分配規程に基づき、受益者に分配する。

**（業務に要する支出）**

- 第16条** 受託者は、信託著作権の管理によって得た著作物使用料等の中から、別に定める管理手数料規程、私的録音補償金管理手数料規程及び私的録画補償金管理手数料規程に規定する管理手数料を著作物使用料等の分配の際控除する。
- 2 受託者は、前項の規定にかかわらず、著作物使用料等の信託財産の中から、業務遂行に要する支出に充てるため、管理手数料に相当する額の範囲内において、必要な額の前払いを受けることができる。
  - 3 受託者は、管理手数料、信託契約申込金、資産（著作権法第104条の2第1項の指定管理団体から分配される私的録音録画補償金を除く。）から生ずる果実、使途の制限のない寄付金及びその他の収入を、業務遂行に要する支出に充てる。
  - 4 受託者は、一事業年度に取得した管理手数料等収入の総額が当該事業年度の業務遂行に要した支出の額を超過したときは、当該超過額に相当する金額（次項及び第6項において「収支差額金」という。）を信託財産に返還しなければならない。
  - 5 前項の規定により信託財産に返還された収支差額金は、別に定める収支差額金分配規程に基づき、受益者に分配する。
  - 6 受託者が取得した一事業年度における管理手数料等収入の総額が当該事業年

度の業務遂行に要した支出に満たないときは、翌事業年度以降の収支差額金をもって補填する。

**(登録費用等の負担)**

**第17条** 第13条第4項の規定による登録及びその登録の抹消をするために必要な費用は、委託者の負担とする。この場合において、受託者は、信託著作権の管理によって得た著作物使用料等の中から、その費用を控除することができる。

**(使用料等の計算及び分配時期等)**

**第18条** 受託者は、信託著作権の管理によって得た著作物使用料等を、毎年6月、9月、12月及び翌年3月に、受益者に分配する。ただし、別に定める著作物使用料分配規程、私的録音補償金分配規程又は私的録画補償金分配規程に異なる分配期が規定されているときは、その定めによる。

- 2 受託者は、前項の規定にかかわらず、各分配期における著作物使用料等の分配額が、別に定める著作物使用料分配規程に規定する額に満たないときは、12月の分配期に、合算して受益者に分配することができる。
- 3 受託者は、各分配時には、著作物使用料等の計算書を作成し、受益者に交付する。
- 4 委託者が受託者の定款に定める会員となったときは、委託者が受託者に対して支払う会費は、著作物使用料等の分配の際、当該使用料等の中から控除されるものとする。ただし、委託者から他の方法による旨の申出があったときは、この限りでない。
- 5 受託者は、受益者に対し金銭債権を有するときは、著作物使用料等の分配の際、当該使用料等の中から、その債権額を控除することができる。
- 6 受託者は、委託者（音楽出版者を除く。）から照会があったときは、当該委託者に対し、同人が第10条第2号の規定により音楽出版者に譲渡した著作権について、その使用料の分配に関する事項を開示することができる。
- 7 各分配期において受託者から著作物使用料等の分配を受ける権利（以下「分配請求権」という。）の消滅時効については、信託法（平成18年法律第108号）その他の法令の定めるところによる。

**(分配保留、許諾停止及び信託除外)**

**第19条** 受託者は、著作権の管理の委託を受けた著作物について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、当該著作物（歌詞と楽曲とが結合した著作物にあっては、その著作物。以下この条において同じ。）に係る著作物使用料等の分配を、必要な範囲及び期間において、保留することができる。

- (1) 関係権利者、適用すべき分配率その他受益者に分配を行うために必要な事

項を確定することができないとき。

(2) 著作権の存否又は帰属に関して疑義が生じたとき。

(3) 他の著作物の著作権を侵害する事実の有無に関して告訴若しくは訴訟の提起があったとき、又は侵害を受けたとする当事者から受託者に通知があったとき。

2 受託者は、前項第2号に該当することを理由として同項の規定が適用される場合であって、疑義の解消が困難であると認めるときは、当該著作物に係る利用の許諾及び著作物使用料等の徴収を、必要な範囲及び期間において、停止することができる。

3 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該著作物の著作権を、必要な範囲において、信託財産から除外することができる。

(1) 前項の規定を適用した場合において、相当の期間を経過した後も疑義が解消されず、第3条第1項に規定する信託の目的を達成することが困難であると認めに至ったとき。

(2) 第1項第3号に該当することを理由として同項の規定を適用した場合において、侵害の事実を認める判決その他の司法判断が確定したとき、又は侵害の事実が明らかであると認めるとき。

4 受託者は、前各項の規定を適用し、分配の保留、許諾及び徴収の停止又は信託財産からの除外のいずれかの措置を講じたときは、当該著作物の著作権の管理を委託した委託者及び受益者に対し、その旨を書面により通知するものとする。ただし、第1項第1号に該当する場合については、この限りでない。

**(訴訟提起のための権利返還)**

**第20条** 委託者は、受託者に管理を委託した著作権の侵害を理由とする訴訟を自ら提起しようとするときは、その訴訟のために必要な範囲及び期間において、信託著作権の返還を受けることができる。ただし、自ら訴訟を提起することにつき相当の理由があり、かつ、受託者の著作権管理事業の適正な遂行を妨げない場合に限る。

2 委託者は、前項の規定による返還を受けようとするときは、理由を付した書面によりその旨を受託者に申し出て、受託者の承認を得なければならない。

**(委託者からの解除)**

**第21条** 委託者は、信託期間内においても、書面をもって受託者に通知することにより著作権信託契約を解除することができる。この場合においては、本信託は、解除の通知が到達した日から起算して3月を経過した後最初に到来する3月31日をもって終了する。

2 委託者は、受託者について第34条第1項各号の規定に反する事実が判明したときは、催告することなく著作権信託契約を解除することができる。

- 3 委託者は、前2項の規定による解除によって受託者に生じた損害を賠償する責任を負わない。

(受託者からの解除)

**第22条** 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、催告することなく著作権信託契約を解除することができる。

- (1) 委託者が信託著作権の全部を失ったとき。  
(2) 委託者について第34条第1項各号の規定に反する事実が判明したとき。

2 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、2週間以上の猶予期間を付した書面により催告した上、著作権信託契約を解除することができる。ただし、受託者による損害賠償の請求を妨げない。

- (1) 委託者が信託著作権を二重に譲渡し、又は著作権の保証義務に違反したとき。  
(2) 受益者（委託者を兼ねる受益者を除く。）について第34条第2項各号の規定に反する事実が判明したとき。  
(3) 前2号に掲げる場合のほか、委託者が本約款に定める委託者の義務を履行しないとき。  
(4) 委託者が受託者の事業運営に重大な支障を及ぼす行為をしたとき。

3 受託者は、前2項の規定による解除によって委託者又は受益者に生じた損害を賠償する責任を負わない。

(信託の終了)

**第23条** 本信託は、次の各号のいずれかに該当するときは、終了する。

- (1) 第9条の規定による更新がされずに信託期間が満了したとき。  
(2) 前2条又は第39条第2項の規定により著作権信託契約が解除されたとき。  
(3) 委託者（音楽出版者に限る。次号において同じ。）が破産手続開始の決定その他の事由により解散したとき。  
(4) 委託者が第33条第1項第3号の規定による届出をしないで住所を変更し、又は住所を去った場合において、受託者が合理的な調査を行っても、その所在が判明しないとき（第25条第2項及び第26条第1項において「所在不明の場合」という。）。  
(5) 前各号に掲げる場合のほか、信託法に定める信託の終了事由が発生したとき。

(信託の清算)

**第24条** 本信託が終了したときは、信託法及び本約款の定めるところにより、清算を行う。

2 受託者は、本信託が終了した後も、清算が終了するまでは、第18条第1項から第3項までの規定に従い、著作物使用料等を受託者又は帰属権利者に分配



する。

- 3 本信託の残余財産は、委託者に帰属するものとする。ただし、委託者（音楽出版者を除く。）が受託者の同意を得て第三者を帰属権利者として指定したときは、当該第三者に帰属するものとする。

**（信託終了後の著作権の帰属に関する特例）**

**第25条** 第23条第3号に該当して終了した本信託の信託著作権のうち、委託者である音楽出版者が次の各号に掲げる者を相手方とする著作権契約（第10条第2号に規定する目的で締結される著作権譲渡契約をいう。次項及び次条第1項において同じ。）によって取得したものは、前条第3項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる者に帰属するものとする。

- (1) 受託者と著作権信託契約を締結して現に委託者の地位にある著作
- (2) 相続その他の事由により著作権を承継取得した者であつて、受託者と著作権信託契約を締結して現に委託者の地位にあるもの
- (3) 第27条第1項の規定により委託者の地位を承継した者であつて、現に委託者の地位にあるもの

- 2 本信託（音楽出版者を委託者とするものに限る。次条第1項において同じ。）の清算を行うに当たり、委託者である音楽出版者が所在不明の場合は、信託著作権のうち、当該音楽出版者が著作権契約によって取得したものは、前条第3項及び前項の規定にかかわらず、当該著作権契約の相手方に帰属するものとする。

**（信託終了後の著作物使用料等の分配に関する特例）**

**第26条** 本信託の清算を行うに当たり、委託者である音楽出版者が所在不明の場合は、信託財産に属する著作物使用料等のうち、当該音楽出版者が著作権契約によって取得した著作権に係る著作物を分配対象著作物（著作物使用料分配規程第2条第6号の分配対象著作物をいう。）とするものは、第24条第2項又は第3項の規定にかかわらず、当該著作権契約の相手方に分配する。

- 2 前項の規定による分配は、著作物使用料分配規程第2章第1節又は第3章第1節に定める分配率の表の1から6までの区分のうち、いずれか該当するものに従って行う。

**（委託者の地位の承継）**

**第27条** 委託者が死亡したときの相続人若しくは受遺者（包括受遺者又は本信託に係る財産の遺贈を受けた特定受遺者に限る。）（以下この条及び次条第2項において「相続人等」という。）又は委託者である法人の合併若しくは会社分割により当該法人の権利義務を承継する法人は、本信託における委託者の地位を承継するものとする。この場合においては、委託者が別段の意思を表示していたときを除き、第3条第3項の権利も承継されるものとする。

- 2 相続人等又は包括承継者たる法人は、委託者の地位を承継したときは、速やかにその旨を受託者に届け出なければならない。
- 3 前項の相続人等が複数であるときは、本信託における委託者の権利（当該相続人等が受益権も承継したときは、委託者の権利及び受益権）を代表して行使する者1名を互選して受託者に届け出なければならない。
- 4 前2項の規定は、受益者（委託者を兼ねる受益者を除く。）に相続若しくは遺贈又は合併若しくは会社分割があったときについて準用する。

**（委託者の地位又は権利の行使に関する特例）**

**第28条** 委託者でない者が委託者の死亡の時ににおける唯一の受益者であるとき、又は委託者の死亡により唯一の受益者となるときは、前条第1項の規定にかかわらず、委託者の地位は、委託者の死亡により、その者に移転する。ただし、委託者が受託者の同意を得て自らの死亡により委託者の地位が移転すべき者を指定していたときは、その指定された者に移転する。

- 2 前条第1項の規定により委託者の相続人等が委託者の地位を承継した場合において、当該相続人等のほかに受益者が存するときは、次に掲げる委託者の権利は、当該受益者の同意を得なければ、行使することができない。ただし、当該受益者の利益を害しないことが明らかであるときは、この限りでない。

- (1) 第3条第3項の権利
- (2) 第4条に規定する権利
- (3) 第9条の更新をしない旨の通知をして本信託を終了させる権利
- (4) 第21条に規定する権利
- (5) 第39条第2項に規定する権利

- 3 委託者である受益者が受益権又は分配請求権の譲渡又は質入れをしたときは、前項各号に掲げる委託者の権利は、当該譲受人又は質権者の同意を得なければ、行使することができない。ただし、当該譲受人又は質権者の利益を害しないことが明らかであるときは、この限りでない。

- 4 第15条第2項の規定により委託者が使用料の額を定めることとされている場合において、当該使用料につき委託者が分配請求権を有しないときは、同項の規定にかかわらず、委託者に代わって当該使用料の分配を受ける者が当該使用料の額を定めるものとする。ただし、当事者間に別段の合意があるときは、この限りでない。

**（承諾を得ない受益権の譲渡又は質入れの禁止）**

**第29条** 受益者は、受託者の承諾を得た場合に限り、受益権を譲渡し、又は質入れをすることができる。ただし、受益者が第3条第2項ただし書の規定により受益者となった者又は同条第3項の権利の行使により受益者となった者であるときは、委託者の承諾も必要とする。

**(承諾を得ない分配請求権の譲渡又は質入れの禁止)**

**第30条** 分配請求権は、受託者の承諾を得た場合に限り、譲渡し、又は質入れをすることができる。ただし、譲渡しようとする者が第3条第2項ただし書の規定により受益者となった者又は同条第3項の権利の行使により受益者となった者であるときは、委託者の承諾も必要とする。

**(受託者の通知等)**

**第31条** 受託者の本約款に基づく送金又は催告その他の通知（次項及び第33条第3項において「通知等」という。）は、委託者の届け出た住所又は送金先に宛てて行う。ただし、第33条第3項の代理受領者が選任されたときは、その者に宛てて行う。

2 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、通知等を保留することができる。この場合において、受託者の義務の履行場所は、受託者の事務所とする。

- (1) 第27条第2項から第4項までに規定する届出がされないとき。
- (2) 委託者から届け出られた住所に宛てた催告その他の通知が、継続して3回以上到達しなかったとき。
- (3) 委託者から届け出られた送金先に宛てた送金が到達しないとき。
- (4) 分配請求権に対する質権の実行、滞納処分その他の差押えがあったとき。

**(印鑑の届出義務)**

**第32条** 委託者は、自己の印鑑を受託者に届け出なければならない。

2 受託者は、前項に規定する届出印の盗用によって生じた損害について、その責を負わないものとする。

3 前2項の規定は、受益者（委託者を兼ねる受益者を除く。）の印鑑について準用する。

**(委託者の通知義務)**

**第33条** 委託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに受託者にその旨を通知し、かつ、所定の手続をとらなければならない。受益者（委託者を兼ねる受益者を除く。）に第1号から第5号までの事由が生じたときも同様とする。

- (1) 信託証書又は届出印を紛失したとき。
- (2) 送金先等に変更があったとき。
- (3) 改名、改印又は届出住所を変更したとき。
- (4) 法人その他の団体が合併し、会社分割し、破産手続開始の決定その他の事由により解散し、又はその組織、名称等を変更したとき。
- (5) 代表者、代理人又は著作物使用料等の代理受領者に異動があったとき。
- (6) 委託者が新たに著作物を著作したとき、又は著作権を譲り受けたとき。

(7) 信託著作権の管理範囲の留保又は制限事由が消滅したとき。

2 前項第6号の届出においては、委託者が受託者に管理を委託していない支分権及び利用形態に係る権利情報も届け出なければならない。

3 委託者は、委託者又は受益者が外国に居住するときは、通知等の日本国内における代理受領者の住所及び氏名を受託者に通知しなければならない。

4 受託者は、委託者が前3項に規定する手続を怠ったことによって生じた損害について、その責を負わないものとする。

#### (反社会的勢力の排除)

**第34条** 委託者及び受託者は、それぞれ相手方に対し、次に掲げる事項を保証する。

(1) 自ら（法人であるときは、その役員を含む。次号において同じ。）が反社会的勢力に該当せず、かつ、将来にわたって該当しないこと。

(2) 自ら又は第三者を利用して反社会的行為をしないこと。

2 委託者は、受益者の指定若しくは変更又は受益権の譲渡により、第三者を受益者にしたときは、受託者に対し、次に掲げる事項を保証する。

(1) 当該受益者（法人であるときは、その役員を含む。次号において同じ。）が反社会的勢力に該当せず、かつ、将来にわたって該当しないこと。

(2) 当該受益者が自ら又は第三者を利用して反社会的行為をしないこと。

3 この条において「反社会的勢力」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 暴力団

(2) 暴力団員

(3) 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者

(4) 暴力団準構成員

(5) 暴力団関係企業

(6) 総会屋等

(7) 社会運動等標ぼうゴロ

(8) 特殊知能暴力集団

(9) 前各号に準ずる者

4 この条において「反社会的行為」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 暴力的な要求

(2) 法的な責任を超える不当な要求

(3) 取引に関して脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

(4) 風説の流布、偽計又は威力によって相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

(5) 反社会的勢力に対する利益供与その他反社会的勢力の活動を助長する行為  
(個人情報<sup>の</sup>安全管理)

**第35条** 受託者は、その有する委託者及び受益者の個人情報(個人番号を含む。)の漏えいの防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 委託者は、本約款に基づき受託者から第三者の個人情報の提供を受けたときは、その漏えいの防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(個人情報<sup>の</sup>第三者への提供)

**第36条** 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、委託者の個人情報(個人番号を除く。)を第三者に提供することができる。ただし、第2号から第8号までの場合については、信託著作権の管理のために必要な限度における提供に限る。

(1) 新たに著作権信託契約を締結し若しくは解除した者、委託者の地位を承継した者又は筆名を追加した者に関し、その氏名又は筆名、詞又は曲の区分、主な作品の題号その他の情報を会報に掲載するとき。

(2) 信託著作権に係る著作物に関する情報を利用者に提供するとき。

(3) 国内又は国外において著作権の管理を行う事業者に対し、信託著作権に係る著作物に関する情報を提供するとき。

(4) 複数の関係権利者が記載された作品届その他の著作物資料の提出を受けた場合において、提出した者以外の関係権利者に対し、当該著作物資料に記載された情報を通知するとき。

(5) 作品届その他の著作物資料が提出されていない作品について、利用者から取得した情報により当該作品の著作者であると推定される委託者に対し、事実関係の確認を依頼するとき。

(6) 関係権利者に対し著作物使用料の分配に関する事項を通知するとき。

(7) 信託著作権の侵害を防止し、又は解消するための措置を講ずるとき。

(8) 前各号に掲げる場合のほか、信託著作権の管理のために必要があるとき。

(個人番号<sup>の</sup>利用範囲)

**第37条** 受託者は、委託者又は受益者から提供された個人番号を所得税法(昭和40年法律第33号)の規定に基づく調書の作成及び提出のためにのみ利用する。

(使用料規程<sup>の</sup>変更の通知)

**第38条** 受託者は、使用料規程を変更したときは、委託者及び受益者に通知しなければならない。

**(本約款等の変更)**

**第39条** 受託者は、本約款、著作物使用料分配規程、収支差額金分配規程、私的録音補償金分配規程、私的録画補償金分配規程、管理手数料規程、信託契約申込金規程、私的録音補償金管理手数料規程、私的録画補償金管理手数料規程及び信託期間に関する取扱規準（第4項において「本約款等」という。）を変更したときは、速やかにこれを公示し、かつ、委託者及び受益者に通知しなければならない。

2 前項に規定する公示及び通知に係る変更に関する異議のある委託者は、通知の到達した日から3月以内に、著作権信託契約を解除することができる。

3 前項に規定する解除権の行使は、書面によらなければならない。

4 公示のあった日から6月を経過しても第2項に規定する解除権の行使がなかったときは、変更された本約款等の内容により、著作権信託契約が変更されるものとする。

**(公示)**

**第40条** 本約款に基づく公示は、受託者の事務所に掲示して行うものとする。

**(準拠法及び裁判管轄)**

**第41条** 本信託の準拠法は日本法とし、本信託に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(著作権の信託及び管理に関する経過措置)

- 1 委託者は、第3条第1項、第4条及び第10条の規定にかかわらず、当分の間、あらかじめ受託者の承諾を得て、次の各号のいずれかに該当するときは、その著作権を譲渡することができる。
  - (1) 委託者が、依頼により広告目的のために著作する著作物の放送権（公衆送信権のうち、放送に係る権利。次号において同じ。）を、当該依頼者である広告主に譲渡するとき。
  - (2) 委託者が、依頼により著作する放送番組のテーマ音楽若しくは背景音楽の著作物の放送権又は劇場用映画のテーマ音楽若しくは背景音楽の著作物の上映権を当該依頼者である番組製作者又は映画製作者に譲渡するとき。
- 2 委託者（音楽出版者を除く。）は、第11条第1項の規定にかかわらず、当分の間、信託著作権の管理範囲について、あらかじめ受託者の承諾を得て、次に掲げる留保又は制限をすることができる。
  - (1) 委託者が、依頼により広告目的のために著作する著作物について、当該依頼者である広告主に対し、その依頼目的として掲げられた一定の範囲の使用を認めること。
  - (2) 委託者が、依頼により著作する放送番組のテーマ音楽若しくは背景音楽の著作物又は劇場用映画のテーマ音楽若しくは背景音楽の著作物について、当該依頼者である番組製作者又は映画製作者に対し、その依頼目的として掲げられた一定の範囲の使用を認めること。
  - (3) 委託者が、依頼により著作する演劇のテーマ音楽若しくは背景音楽の著作物又は演劇的音楽著作物（使用料規程第1章2の演劇的音楽著作物をいう。）について、当該依頼者である公演の製作者又は主催者に対し、その依頼目的として掲げられた一定の範囲の使用を認めること。
  - (4) 委託者が、依頼により著作するゲーム用著作物について、当該依頼者であるゲーム製作者に対し、その依頼目的として掲げられた一定の範囲の使用を認めること。
- 3 委託者は、第11条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、当分の間、信託著作権の管理範囲について、あらかじめ受託者の承諾を得て、下表に定めるところにより、留保又は制限をすることができる。
  - (1) 委託者が、市販用レコード、市販用ビデオグラムその他の市販用録音物（以下この項において単に「市販用録音物」という。）又は商用のインタラクティブ配信（以下この項において「商用配信」という。）において初めて利用されることとなる著作物を、当該市販用録音物の販売又は商用配信の促進を目的として特定の商品又はサービスの広告における利用に供するとき。
  - (2) 委託者が、市販用録音物又は商用配信において初めて利用されることとな

る著作物を、当該市販用録音物の販売又は商用配信の促進を目的として劇場用映画における利用に供するとき。

類型	要件	管理の留保又は制限をすることができる当該著作物の利用形態	管理の留保又は制限をすることができる期間の終期
(1) 広告における利用に供する場合	イ 関係権利者全員の同意があること。  ロ 当該著作物の作品届(第33条第1項第6号の規定に基づく受託者への通知として委託者が受託者に提出する所定の書面又は電磁的記録をいう。)に受託者が指定する事項の記載があること。	イ コマーシャル放送用録音 ロ イの録音に係るコマーシャルの放送 ハ コマーシャル用のビデオグラム等への録音(店頭、街頭、航空機、イベント会場又は劇場における上映を目的とするものに限る。)	当該市販用録音物の販売が開始された日又は当該商用配信が開始された日のいずれか早い日(以下この表において「発売日」という。)から起算して3月を経過する日(この終期を延期することにつき関係権利者全員が合意したときは、発売日から起算して1年以内の当該合意に係る日)
		ニ ハの録音に係るビデオグラム等の上映(店頭又は劇場における上映に限る。)	
(2) 劇場用映画における利用に供する場合	ハ 同一の著作物について、広告における利用に供する場合の特定の商品若しくはサービスの数又は劇場用映画における利用に供する場合の映画の数の合計が3を超えないこと。	イ 映画録音(テーマ音楽として録音する場合に限る。)	発売日から起算して3月を経過する日
		ロ イの映画録音に係る映画の上映 ハ イの映画録音に係る映画の予告編の作成に伴う録音	発売日から起算して3月を経過する日(この終期を延期することにつき関係権利者全員が合意したときは、発売日から起算して1年以内の当該合意に係る日)

4 録音権の管理の留保又は制限に関し、委託者が昭和55年3月21日変更の著作権信託契約約款の効力発生の際、現に同約款第8条第1項第1号及び第2号に該当しない契約を著作物の使用者との間に締結していたときは、受託者の承諾を得て、当分の間、その契約を継続することができる。



別表（第4条第1項関係）

①演奏権等	②録音権等	③出版権等	④貸与権
	⑤ 映画への録音	⑥ ビデオグラム への録音	
	⑦ ゲームに供する 目的で行う複製	⑧ 広告目的で行う複製	
	⑨ 放送・有線放送		
	⑩ インタラクティブ配信		
	⑪ 業務用通信カラオケ		

### 1 支分権の区分

- ① 演奏権、上演権、上映権、公衆送信権及び口述権（いずれも⑨から⑪までに規定する利用形態に係る権利を除く。）並びに伝達権
- ② 録音権、頒布権及び録音物に係る譲渡権（いずれも⑨から⑪までに規定する利用形態に係る権利を除く。）
- ③ 出版権及び出版物に係る譲渡権（いずれも⑧から⑪までに規定する利用形態に係る権利を除く。）
- ④ 貸与権

### 2 利用形態の区分

- ⑤ 映画への録音（映画館その他の場所において公に上映することを目的として、映画フィルム等の記録媒体に連続した影像とともに著作物を固定し、その固定物を増製し、又はそれらの固定物により頒布することをいう。ただし、⑧に該当するものを除く。）
- ⑥ ビデオグラムへの録音（ビデオテープ、ビデオディスク等の記録媒体に連続した影像とともに著作物を固定し、その固定物を増製し、又はそれらの固定物により頒布することをいう。ただし、⑤、⑦又は⑧に該当するものを除く。）

- ⑦ ゲームに供する目的で行う複製(ゲーム(業務用でないゲームについては、連続した映像を伴うものに限る。)に供することを目的として、電磁的又は光学的記録媒体に著作物を複製し、又はその複製物により頒布することをいう。)
  - ⑧ 広告目的で行う複製(広告に利用することを目的として、著作物を複製し、又はその複製物により頒布することをいう。)
  - ⑨ 放送・有線放送(著作物を、放送若しくは有線放送(以下「放送等」という。)により公衆送信し、又は放送等のために複製し、その他放送等に伴って公の伝達以外の方法により利用することをいう。)
  - ⑩ インタラクティブ配信(著作物を、放送等以外の方法により公衆送信し、又はその公衆送信に伴い複製し、その他その公衆送信に伴って公の伝達以外の方法により利用することをいう。ただし、⑪に該当するものを除く。)
  - ⑪ 業務用通信カラオケ(著作物を、カラオケ施設又は社交場等の事業所において歌唱させるため、カラオケ用データベースに固定し、当該事業所に設置された端末機械等に公衆送信し、及び当該端末機械等に固定することをいう。)
- 3 ②の区分の支分権を管理委託の範囲から除外したときは、⑤から⑧までの利用形態の区分は当然に管理委託の範囲から除外される。

## 附 則

### (施行期日)

**第1条** 本約款は、2017年8月1日から施行する。ただし、第11条第1項第1号口の規定は、同日以後の日であって受託者の理事会が定める日から適用する。

### (管理委託範囲の選択に関する経過措置)

**第2条** 旧約款(変更前の著作権信託契約約款をいう。以下同じ。)を著作権信託契約の内容とする本信託であって本約款の施行の際現に存続するもの(以下「既存の信託」という。)の管理委託の範囲については、当該既存の信託の委託者がした旧約款の規定による管理委託の範囲の選択(複数あるときは、その最後のもの。次条第2項において「旧約款による直近の選択」という。)を本約款の規定による選択とみなす。この場合において、次の表の左欄に掲げる旧約款第4条又は第5条の規定による選択は、それぞれ同表の右欄に掲げる本約款第4条の規定による選択とみなす。

旧約款第4条又は第5条の規定による選択	本約款第4条の規定による選択
第4条の規定により別表①の区分を除外する旨の選択	第1項の規定により別表①の区分を除外し、かつ、第2項の規定により全ての外国地域について同項第1号の区分を除外する旨の選択
第4条の規定により別表②の区分を除外する旨の選択	第1項の規定により別表②の区分を除外し、かつ、第2項の規定により全ての外国地域について同項第2号の区分を除外する旨の選択
第4条の規定により別表③の区分を除外する旨の選択	第1項の規定により別表③の区分を除外し、かつ、第2項の規定により全ての外国地域について同項第3号の区分を除外する旨の選択
第4条の規定により別表④の区分を除外する旨の選択	第1項の規定により別表④の区分を除外する旨の選択
第4条の規定により別表⑤の区分を除外する旨の選択	第1項の規定により別表⑤の区分を除外する旨の選択
第4条の規定により別表⑥の区分を除外する旨の選択	第1項の規定により別表⑥の区分を除外する旨の選択
第4条の規定により別表⑦の区分を除外する旨の選択	第1項の規定により別表⑦の区分を除外する旨の選択
第4条の規定により別表⑧の区分を除外する旨の選択	第1項の規定により別表⑧の区分を除外する旨の選択
第4条の規定により別表⑨の区分を除外する旨の選択	第1項の規定により別表⑨の区分を除外する旨の選択
第4条の規定により別表⑩の区分を除外する旨の選択	第1項の規定により別表⑩の区分を除外する旨の選択
第4条の規定により別表⑪の区分を除外する旨の選択	第1項の規定により別表⑪の区分を除外する旨の選択
第5条の規定により同条第1号の区分を除外する旨の選択	第2項の規定により同項第1号の区分を除外する旨の選択
第5条の規定により同条第2号の区分を除外する旨の選択	第2項の規定により同項第2号及び第3号の区分を除外する旨の選択

- 2 既存の信託の委託者は、2018年4月1日に、第4条の規定に従い、管理委託の範囲を変更することができる。この場合においては、2017年12月31日までに、書面により受託者にその旨を通知しなければならない。

**(外国地域における管理委託範囲の特例)**

**第3条** 次に掲げる著作権（別表⑨から⑪までの区分に係る権利に相当する権利（以下この条において「特例地域における⑨から⑪までの権利」という。）を除く。）は、第3条第1項の規定にかかわらず、委託者に留保されるものとする。

(1) 受託者と相互管理契約を締結した著作権管理団体等が存在しない外国地域における著作権

(2) 受託者と相互管理契約を締結した著作権管理団体等が存在する外国地域における著作権のうち、当該団体等がその管理範囲としない支分権

2 特例地域における⑨から⑪までの権利は、管理委託の範囲の選択（旧約款による直近の選択を含む。）については、別表⑨から⑪までの区分に係る権利に含まれるものとみなす。

3 特例地域における⑨から⑪までの権利の管理は、地理的、技術的又は社会経済的条件その他の事情を総合的に考慮し、受託者が合理的に実現可能と認める範囲においてのみ行う。

**(信託期間に関する経過措置)**

**第4条** 著作権存続期間満了までの信託（既存の信託のうち、著作権の存続期間満了までを信託期間とするものをいう。）の信託期間は、旧約款第38条第4項の規定にかかわらず、同項に規定する公示のあった日から6月を経過した後も変更されないものとし、その満了の際、本約款第9条の規定は適用しない。

**(管理の留保又は制限に関する経過措置)**

**第5条** 既存の信託の契約内容のうち旧約款第11条第1項第1号の規定については、旧約款第38条第4項の規定にかかわらず、本約款附則第1条ただし書に規定する受託者の理事会が定める日に、本約款第11条第1項第1号の規定に変更されるものとする。

# 著作物使用料分配規程

	1987年2月27日	許 可
	1992年3月23日	變更許可
	1992年9月28日	變更許可
	1997年3月31日	變更許可
	1998年3月18日	變更許可
	2001年8月10日	變更許可
	2001年10月2日	届 出
一部變更	2002年7月11日	届 出
一部變更	2003年8月20日	届 出
一部變更	2006年6月20日	届 出
一部變更	2012年4月16日	届 出
一部變更	2013年7月11日	届 出
一部變更	2014年4月11日	届 出
一部變更	2015年4月27日	届 出
一部變更	2016年2月5日	届 出
一部變更	2016年6月7日	届 出
一部變更	2016年9月14日	届 出

# 目 次

ページ

第1章 総則（第1条～第8条）	27
第2章 演奏使用料、放送等使用料等	30
第1節 分配率等（第9条、第10条）	30
第2節 演奏使用料（第11条～第14条）	33
第3節 放送等使用料	37
第1款 包括使用料（第15条～第24条）	37
第2款 曲別使用料（第25条、第26条）	42
第4節 有線放送等使用料（第27条～第30条）	43
第5節 上映使用料（第31条、第32条）	46
第6節 BGM使用料（第33条～第35条）	48
第3章 オーディオ録音使用料、出版使用料等	50
第1節 分配率等（第36条～第38条）	50
第2節 オーディオ録音使用料、オルゴール使用料（第39条）	52
第3節 出版使用料等（第40条、第41条）	53
第4節 映画録音使用料等（第42条）	54
第5節 ビデオグラム録音使用料（第43条～第45条）	55
第4章 貸与使用料（第46条～第50条）	57
第5章 業務用通信カラオケ使用料、インタラクティブ配信使用料	60
第1節 分配資金等（第51条～第54条）	60
第2節 業務用通信カラオケ使用料（第55条～第60条）	61
第3節 インタラクティブ配信使用料（第61条～第66条）	64
第6章 広告目的で行う複製使用料（第67条）	66
第7章 ゲームに供する目的で行う複製使用料（第68条）	66
第8章 その他の使用料（第69条）	66
第9章 外国団体から収納した使用料（第70条）	66
第10章 実施細則（第71条）	67
附 則	68

## 著作物使用料分配規程

### 第1章 総則

#### (目的)

**第1条** この規程は、本会が著作権を管理する著作物の使用に伴う対価として徴収した著作物使用料等（以下「使用料」という。）に関して、著作権等管理事業法（平成12年法律第131号）第11条第1項第3号の分配方法を定めることを目的とする。

#### (定義)

**第2条** この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 関係権利者 一著作物に係る作曲者、作詞者、編曲者、訳詞者（これらの者の著作権の承継者を含む。）又は音楽出版者をいう。この場合において、補作者は、楽曲又は歌詞の共同著作者とみなす。
- (2) 著作物資料 作品届、編曲届、訳詞届、補作届、国際票その他これらに準ずる著作物に係る関係権利者、分配率等を記載した資料をいう。
- (3) 分配資料 使用者から提出される利用曲目報告書、外国著作権管理団体等（以下「外国団体」という。）から送付される分配明細書その他これらに準ずる使用された著作物等を記載した資料をいう。この場合において、本会が調査して得た使用著作物に係る資料を含むものとする。
- (4) キューシート 映画に使用された著作物及びその関係権利者、使用時間等を記載した資料その他これに準ずる資料をいう。
- (5) 分配対象使用料 各分配期において分配の対象となる使用料をいう。
- (6) 分配対象著作物 分配対象使用料の分配対象となる管理著作物をいう。
- (7) 曲別使用料 一著作物ごとに金額を算定し、徴収する使用料をいう。
- (8) 包括使用料 曲別使用料以外の方法で金額を算定し、徴収する使用料をいう。

#### (分配の対象者)

**第3条** 使用された管理著作物の関係権利者は、当該使用に係る使用料の分配の対象者となる。

2 前項の規定にかかわらず、楽曲のみからなる著作物に作曲者の許諾を得て歌詞を付したものが使用された場合は、その作詞者は、当該歌詞が使用されたときに限り、

分配の対象者となるものとする。ただし、当該作詞者が前項に定める関係権利者となることを他の関係権利者が認めた場合は、常に分配の対象者となる。

3 編曲者又は訳詞者は、当該編曲又は訳詞が使用されたときに分配の対象者となる。

**(分配の対象者の特例)**

**第3条の2** 著作権信託契約約款の規定に基づく委託者による額の指定（以下この条において「指し値」という。）がされた使用料を第6章（広告目的で行う複製使用料）又は第7章（ゲームに供する目的で行う複製使用料）の規定により分配するときは、前条第1項の規定にかかわらず、使用された管理著作物の関係権利者のうち、指し値をした者のみ分配の対象者となる。

2 前項の場合において、歌詞及び楽曲双方の使用につき、それぞれの委託者が指し値をしたときは、自らが指し値をした使用料についてのみ分配の対象者となる。

**(関係権利者の確定基準日)**

**第4条** 関係権利者の確定基準日は、各分配期の分配対象使用料（放送等使用料のうちの包括使用料及び有線放送等使用料においては、分配対象著作物）の対象期間の最終日とし、各分配期の確定基準日における関係権利者に分配する。

**(関係権利者の確定の方法等)**

**第5条** 関係権利者は、著作物資料に記載されている関係権利者をもって確定する。

2 著作物資料がない場合においても、本会が関係権利者として認めることのできた者は、当該著作物の関係権利者として確定することができる。

3 著作物資料がないなどの理由により本会が前条に定める確定基準日までに関係権利者を確定することができないときは、使用料の分配を保留する。

**(関係権利者を確定する著作物資料)**

**第6条** 各分配期における関係権利者の確定は、関係権利者の確定基準日の10日前までに提出された著作物資料によるものとする。

**(分配資料等)**

**第7条** 使用料の分配は、分配資料に基づいて、行う。

2 分配資料に管理著作物として記載されたものであっても、本会の審査機関が本会の管理する著作物として不適当と認めたものは、分配対象著作物から除外する。

**(分配調整)**

**第8条** 使用料の過剰分配又は過少分配の生じたことが判明したときは、当該関係権



利者に通知し、使用料の分配の際に、その使用料から過剰分配額を控除し、又はその使用料に過少分配額を追加して調整することができる。

第2章 演奏使用料、放送等使用料等

第1節 分配率等

(分配率)

第9条 演奏、放送、有線放送、上映その他無形的利用に係る使用料の関係権利者に対する分配は、下表に定める分配率に従って、行う。

関係権利者	分配率	関係権利者	分配率			
			(1)	(2)	(3)	(4)
1 作曲者	12/12	7 作曲者	8/12	6/12	—	—
		音楽出版者	4/12	6/12	—	—
2 作曲者	10/12	8 作曲者	6/12	4/12	—	—
編曲者	2/12	編曲者	2/12	2/12	—	—
		音楽出版者	4/12	6/12	—	—
3 作曲者	6/12	9 作曲者	4/12	3/12	4/12	3/12
作詞者	6/12	作詞者	4/12	3/12	3/12	4/12
		音楽出版者	4/12	6/12	5/12	5/12
4 作曲者	5/12	10 作曲者	3/12	2/12	3/12	2/12
作詞者	5/12	作詞者	3/12	2/12	2/12	3/12
編曲者	2/12	編曲者	2/12	2/12	2/12	2/12
		音楽出版者	4/12	6/12	5/12	5/12
5 作曲者	5/12	11 作曲者	3/12	2/12	3/12	2/12
作詞者	5/12	作詞者	3/12	2/12	2/12	3/12
訳詞者	2/12	訳詞者	2/12	2/12	2/12	2/12
		音楽出版者	4/12	6/12	5/12	5/12
6 作曲者	5/12	12 作曲者	3/12	2/12	3/12	2/12
作詞者	5/12	作詞者	3/12	2/12	2/12	3/12
編曲者	1/12	編曲者	1/12	1/12	1/12	1/12
訳詞者	1/12	訳詞者	1/12	1/12	1/12	1/12
		音楽出版者	4/12	6/12	5/12	5/12

(備考) 7乃至12において適用する分配率は、関係権利者の届出による。

2 前項の規定にかかわらず、演劇的音楽著作物に係る使用料規定に基づく使用料の関係権利者に対する分配は、下表に定める分配率に従って、行う。

関係権利者	分配率	関係権利者	分配率	
			(1)	(2)
1 作曲者	12/12	7 作曲者	8/12	6/12
		音楽出版者	4/12	6/12
2 作曲者	10/12	8 作曲者	6/12	4/12
編曲者	2/12	編曲者	2/12	2/12
		音楽出版者	4/12	6/12
3 作曲者	7/12	9 作曲者	5/12	3/12
作詞者	5/12	作詞者	3/12	3/12
		音楽出版者	4/12	6/12
4 作曲者	6/12	10 作曲者	4/12	2/12
作詞者	4/12	作詞者	2/12	2/12
編曲者	2/12	編曲者	2/12	2/12
		音楽出版者	4/12	6/12
5 作曲者	6/12	11 作曲者	4/12	2/12
作詞者	4/12	作詞者	2/12	2/12
訳詞者	2/12	訳詞者	2/12	2/12
		音楽出版者	4/12	6/12
6 作曲者	6/12	12 作曲者	4/12	2/12
作詞者	4/12	作詞者	2/12	2/12
編曲者	1/12	編曲者	1/12	1/12
訳詞者	1/12	訳詞者	1/12	1/12
		音楽出版者	4/12	6/12

(備考) 7乃至12において適用する分配率は、関係権利者の届出による。

3 前2項の規定にかかわらず、著作物が初めてレコードとして発行される時に付された編曲については、当該編曲に係る編曲者（以下「公表時編曲者」という。）を当該著作物の関係権利者とし、公表時編曲者に対する分配率を1/12、公表時編曲者以外の関係権利者に対する分配率を11/12とすることができる。既にレコードとして発行された著作物が改めてレコードとして発行される時に、関係権利者の同意を得て付された編曲についても、同様とする。

4 前項を適用して分配する範囲は、当分の間、次のとおりとする。

(1) 第11条第1項に定める第8類のカラオケ使用料

- (2) 第51条第1項に定める業務用通信カラオケの公衆送信相当分の評価に対する資金から分配する使用料

5 次の各号に該当する者は、当該各号に定める者として、第1項及び第2項の分配率を適用する。

(1) 楽曲の著作権が消滅している場合の編曲者 作曲者

(2) 歌詞の著作権が消滅している場合の訳詞者 作詞者

6 演劇的音楽著作物に係る関係権利者に音楽出版者が含まれる場合において、他の関係権利者がその取分を音楽出版者から受領することを音楽出版者との契約により同意したときは、使用料の全額を当該音楽出版者に分配する。

**(国際基準)**

**第10条** 関係権利者に外国団体所属の者が含まれる場合は、本会が当該外国団体との間に締結している著作権管理契約に定める基準又は著作者作曲者協会国際連合の定める基準その他これらに準ずる基準（以下「国際基準」という。）に従って、分配することができる。

## 第2節 演奏使用料

## (演奏使用料の区分、分配期等)

第11条 演奏使用料の区分、分配期及び分配対象使用料は、下表のとおりとする。

類別	演奏使用料	分配期	分配対象使用料
第1類	上演形式による演奏に係る使用料（以下「上演使用料」という。）	6月	10月から12月までの期間に徴収した使用料
		9月	1月から3月までの期間に徴収した使用料
		12月	4月から6月までの期間に徴収した使用料
		3月	7月から9月までの期間に徴収した使用料
第2類	演奏会及びその他の催物における演奏に係る使用料（第3類、第4類及び第5類の使用料を除く。以下「演奏会等使用料」という。）	6月	10月から12月までの期間に徴収した使用料
		9月	1月から3月までの期間に徴収した使用料
		12月	4月から6月までの期間に徴収した使用料
		3月	7月から9月までの期間に徴収した使用料
第3類	交通機関における演奏に係る使用料（第4類の使用料を除く。以下「交通機関使用料」という。）	6月	10月から12月までの期間に徴収した使用料
		9月	1月から3月までの期間に徴収した使用料
		12月	4月から6月までの期間に徴収した使用料
		3月	7月から9月までの期間に徴収した使用料
第4類	航空機における演奏に係る使用料（以下「航空機使用料」という。）	9月	前年度に徴収した使用料
第5類	ディナーショー、ダンスパーティー等に係る使用料（以下「ディナーショー等使用料」という。）	6月	1月から3月までの期間に徴収した使用料
		9月	4月から6月までの期間に徴収した使用料
		12月	7月から9月までの期間に徴収した使用料
		3月	10月から12月までの期間に徴収した使用料
第6類	フィットネスクラブにおける演奏に係る使用料（以下「フィットネスクラブ使用料」という。）	3月	10月から9月までの期間に徴収した使用料

類別	演奏使用料	分配期	分配対象使用料
第7類	社交場（カラオケ伴奏による歌唱を除く。）及びダンス教授所における演奏に係る使用料（以下「社交場使用料」という。）	6月	1月から3月までの期間に徴収した使用料
		9月	4月から6月までの期間に徴収した使用料
		12月	7月から9月までの期間に徴収した使用料
		3月	10月から12月までの期間に徴収した使用料
第8類	社交場使用料のうち、カラオケ伴奏による歌唱及びカラオケ施設における演奏に係る使用料（以下「カラオケ使用料」という。）	6月	1月から3月までの期間に徴収した使用料
		9月	4月から6月までの期間に徴収した使用料
		12月	7月から9月までの期間に徴収した使用料
		3月	10月から12月までの期間に徴収した使用料
第9類	その他の演奏使用料	徴収した使用料額と使用された著作物数を参酌し、理事会の承認を得て、別に定める。	

2 次の分配対象使用料は、分配のための基金（以下「分配基金」という。）及び分配補償資金に区分する。

- (1) 前項に定める第2類の分配対象使用料のうち演奏会における演奏に係る包括使用料
- (2) 前項に定める第7類の分配対象使用料のうち年間の包括的利用許諾契約により徴収した使用料

3 前項に定める分配基金及び分配補償資金の配分比率は、理事会の承認を得て、細則で定める。

4 第1項に定める第8類の分配対象使用料は、次の業種別分配基金に区分する。

- (1) カラオケ社交場分配基金 社交場から徴収した分配対象使用料
- (2) カラオケ歌唱室分配基金 カラオケ施設から徴収した分配対象使用料

5 第1項により難しい場合は、理事会の承認を得て、別に分配期等を定めることができる。

**（分配対象著作物）**

**第12条** 分配対象著作物は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1項に定める第1類、第2類、第5類の使用料及び第7類の使用料のうち年間の包括的利用許諾契約によらない使用料  
分配対象使用料の徴収対象となった著作物

- (2) 前条第1項に定める第4類、第6類、第7類（前号に該当するものを除く。）  
及び第8類の使用料

前条第1項に定める分配対象使用料の徴収期間に使用された著作物

- 2 前項第2号に定める第7類社交場使用料の分配対象著作物は、抽出した標本に基づいて確定するものとし、標本抽出の方法は、使用の時期、地域等を参酌し、理事会の承認を得て、細則で定める。

(分配計算方法)

**第13条** 演奏使用料（第11条第1項に定める第1類の上演使用料を除く。）は、第11条第1項に定める類別、同条第2項に定める分配基金及び同条第4項に定める業種別分配基金ごとに、分配対象となる各著作物に次の各号に掲げる点数を付与し、それぞれの点数を乗じて得た積をその著作物の分配点数として一括計算を行い、分配する。ただし、第11条第1項に定める第4類の航空機使用料は、第1号に定める基礎点数の値をその著作物の分配点数として一括計算を行い、分配する。

- (1) 基礎点数

1曲1回の使用について

$$1 \text{ 点} \times \frac{\text{分配の対象者の取分の和}}{\text{全関係権利者の取分の和}}$$

- (2) 格差点数

- ① 演奏会等使用料、ディナーショー等使用料

- (ア) 使用著作物数に基づく点数

1 催物単位の請求額を、その催物に使用された全管理著作物数（1回の使用時間5分までを1曲、5分を超える場合は5分までを超えるごとに1曲を加算した数の管理著作物数の和）で除した値を点数とする。

- (イ) 使用時間に基づく点数

1 曲1回の使用時間が5分までを1点、5分を超える場合は、5分までを超えるごとに1点を加算した点数

- ② 社交場使用料

1 曲1回の使用時間が5分までを1点、5分を超え10分までを2点とし、10分を超える場合は、10分までを超えるごとに2点を加算した点数

③ カラオケ使用料

1 アクセスコードに1つの著作物が使用される場合は1点、1アクセスコードに複数の著作物が使用される場合は、それぞれの著作物について0.5点

2 複数の演劇的音楽著作物に係る上演使用料は、それぞれの上演時間の比率に基づいて、分配する。

3 第1項にかかわらず、第11条第1項に定める第6類のフィットネスクラブ使用料は、第2類の分配対象使用料に合算して一括計算を行い、分配する。

4 各著作物に対する分配額は、次に掲げる算式により算出する。

$$\text{各著作物に対する分配額} = \frac{\text{該当する分配対象使用料又は分配基金の額}}{\text{分配対象となるすべての著作物の分配点数の和}} \times \text{各著作物の分配点数}$$

5 著作物の使用状況等から、前4項により難しい場合は、理事会の承認を得て、別に分配計算方法を定めることができる。

(分配補償資金による分配等)

**第13条の2** 分配資料の漏れ等のため、第11条第2項第1号又は第2号に定める使用料の分配対象から欠落した著作物の関係権利者に対する分配は、当該関係権利者の分配請求に基づき、前条の定めにより算出した相当額を、それぞれの分配補償資金から支出して行う。ただし、第11条第2項第2号の使用料に係る算出方法については、理事会の承認を得て、細則で定める。

2 前項の分配補償資金による分配は、分配請求のあった日から3年前までの分配について、当該利用に係る資料を添えて分配請求があり、当該利用の事実が確認されたものに対して行う。

3 分配補償資金に残余の額が生じた場合は、第11条第2項に定める次期分配の分配対象使用料に繰り入れるものとする。

(カラオケ大会使用料及び交通機関使用料のカラオケ使用料への合算)

**第14条** 第11条第1項に定める第2類のうち、カラオケ大会の分配対象使用料は、同条第2項に定めるカラオケ社交場分配基金に合算して分配することができる。

2 第11条第1項に定める第3類の分配対象使用料は、同条第2項に定めるカラオケ社交場分配基金に合算して分配することができる。



### 第3節 放送等使用料

#### 第1款 包括使用料

##### (分配対象使用料の区分等)

第15条 放送等使用料のうち、包括使用料に係る分配対象使用料は、下表の類別に区分し、それぞれ放送に対する分配のための基金（以下「放送分配基金」という。）、放送用録音に対する分配のための基金（以下「放送用録音分配基金」という。）及び分配補償資金に区分する。

類別	分配対象使用料
第1類	日本放送協会（以下「NHK」という。）から徴収したもの
第2類	一般放送事業者（以下「民放」という。）からラジオ放送（地上波）について徴収したもの
第3類	民放からテレビ放送（地上波）について徴収したもの
第4類	民放からラジオ放送（衛星波）について徴収したもの
第5類	民放からテレビ放送（衛星波）について徴収したもの
第6類	放送大学学園から徴収したもの
第7類	その他の包括使用料として徴収したもの

- 2 前項に定める第1類乃至第3類の分配対象使用料は、各類別の年間使用料徴収額を、年間の各分配期に等分して、分配する。
- 3 第1項に定める各分配基金及び分配補償資金の配分比率は、理事会の承認を得て、細則で定める。
- 4 第1項に定める第2類の分配対象使用料は、分配補償資金を区分した後、放送分配基金及び放送用録音分配基金をそれぞれAM局とFM局の基金に区分し、各々分配計算を行う。
- 5 第1項に定める第1類、第3類及び第5類においては、「放送分配基金」を、通常の放送に対する分配のための基金（以下「通常放送分配基金」という。）と映画及び外国制作のテレビジョン映画の放送（以下本款において「映画の放送」という。）に対する分配のための基金（以下「映画放送分配基金」という。）に区分することができる。

- 6 前項に定める「通常放送分配基金」と「映画放送分配基金」の各分配基金の区分方法は、理事会の承認を得て、細則で定める。

(分配対象著作物、分配期等)

第16条 包括使用料の分配期及び分配対象著作物は、下表のとおりとする。

類別	包括使用料	分配期	分配対象著作物
第1類	NHKから徴収したもの	12月	4月から6月までの期間に使用されたもの
第2類	民放からラジオ放送(地上波)について徴収したもの	3月	7月から9月までの期間に使用されたもの
第3類	民放からテレビ放送(地上波)について徴収したもの	6月	10月から12月までの期間に使用されたもの
		9月	1月から3月までの期間に使用されたもの
第4類	民放からラジオ放送(衛星波)について徴収したもの	3月	前年度に使用されたもの
第5類	民放からテレビ放送(衛星波)について徴収したもの	12月	前年度にBS放送で使用されたもの
		3月	前年度にCS放送で使用されたもの
第6類	放送大学学園から徴収したもの	12月	前年度に使用されたもの
第7類	その他の包括使用料	徴収した使用料額と使用された著作物数を参酌し、理事会の承認を得て、別に定める。	

- 2 前項の規定にかかわらず、レコード放送(商業用レコードによる放送をいう。以下同じ。)により使用された著作物(FM局における純音楽のみにより構成される番組において使用されたものを除く。)については、当分の間、各四半期における本会が指定した週に使用されたものに基づき分配対象著作物を確定することができる。
- 3 第15条第1項に定める放送用録音分配基金の分配対象著作物については、テレビ放送において映画の放送に使用された著作物を除外する。

(分配率等)

第17条 包括使用料の関係権利者に対する分配は、次の各号に定める分配率及び国際基準に従って、行う。

- (1) 放送分配基金 第9条及び第10条
- (2) 放送用録音分配基金 第36条及び第37条

(分配点数)

第18条 分配対象となる各著作物について、次の各号に掲げる点数を付与し、それぞれの点数を乗じて得た積をその著作物の分配点数とする。

(1) 基礎点数

著作物が次の放送で使用された場合、それぞれ以下のとおりとする。

① 通常の放送

1曲1回の使用について

$$1 \text{ 点} \times \frac{\text{分配の対象者の取分の和}}{\text{全関係権利者の取分の和}}$$

② 映画の放送

1映画における1曲について

$$1 \text{ 点} \times \frac{\text{分配の対象者の取分の和}}{\text{全関係権利者の取分の和}}$$

(2) 評価点数

著作物の使用時間、使用形態等に基づく点数であって、第19条及び第20条に定めるもの

(3) 放送局格差点数

著作物が放送された放送局等の格差に基づく点数であって、第21条に定めるもの

(通常の放送における評価点数)

第19条 通常の放送における評価点数は、以下のとおりとする。

(1) 使用時間に基づく評価点数

第15条第1項に定める各類別の評価点数は、使用形態ごとに下表のとおりとする。

① 第1類及び第3類

使用形態	点数
(1) 著作物の視聴を主とする使用形態（以下「メイン」という。）	1曲1回の使用時間1秒につき1点とする。
(2) メイン以外（テーマ音楽・背景音楽等）	

② 第2類及び第4類から第7類まで

使用形態	点数
(1) メイン	1曲1回の使用時間が10分までの場合 1分までを1点とし、1分を超え1分までを増すごとに1点を加算する。
	1曲1回の使用時間が10分を超える場合 11分までを2.2点とし、11分を超え1分までを増すごとに2点を加算し、さらに10分を超えて10分を増すごとに10点を加算する。
(2) メイン以外（テーマ音楽・背景音楽等）	1分までを1点とし、1分を超え1分までを増すごとに1点を加算する。

(2) 使用形態に基づく評価点数

使用形態がメインの場合の評価点数は、1点とする。メイン以外の場合（テーマ音楽・背景音楽等）の評価点数は、理事会の承認を得て、細則で定める。

(3) その他の評価点数

第16条第2項の規定に基づき確定した分配対象著作物については、四半期の週数を分配資料の収集対象となった週数で除した商を評価点数とする。この場合において、四半期の週数は、1.3とする。

(映画の放送における評価点数)

第20条 映画の放送により使用された著作物に対する評価点数の付与は、当該映画に係るキューシートに基づいて、行う。

2 映画の放送における評価点数は、著作物の使用時間1秒につき1点とする。

3 映画に使用された著作物の使用時間が不明の場合は、次に掲げる著作物について、それぞれに定める点数をその評価点数とすることができる。

(1) 当該映画のために著作された著作物

その映画の上映時間（不明の場合は放送時間）の30／100に相当する時間を基準にして前項によって算出した点数

(2) 前号以外の著作物

10点

(放送局格差点数)

**第21条** NHKの放送局格差点数は、放送受信契約数等に基づく区分ごとに定めるものとし、区分及び算出方法は、理事会の承認を得て、細則で定める。民放については各放送事業者の年間放送等使用料額の値を点数とする。

2 前項の点数は、少なくとも1年ごとに見直すものとする。

(分配計算方法)

**第22条** 各著作物に対する分配額は、次に掲げる算式により算出する。

$$\text{各著作物に対する分配額} = \frac{\text{分配基金の額}}{\text{分配対象となるすべての著作物の分配点数の和}} \times \text{各著作物の分配点数}$$

2 著作物の使用状況等から、第18条乃至前項により難しい場合は、理事会の承認を得て、別に分配計算方法を定めることができる。

(分配補償資金による分配)

**第23条** 分配資料の漏れ等のため、分配対象から欠落した著作物の関係権利者に対する分配は、当該関係権利者の分配請求に基づき、前5条の定めにより算出した相当額を、第15条第1項に定める分配補償資金から支出して行う。

2 分配補償資金による分配は、分配請求のあった日から3年前までの分配について、当該放送に係る資料を添えて分配請求があり、当該放送の事実が確認されたものに対して行う。第16条第2項に定める各四半期において本会が指定した週以外の週のみにおいて放送されたものも同様とする。

(分配補償資金残額の次期繰入れ)

**第24条** 分配補償資金に残余の額が生じた場合は、第15条第1項に定める類別ごとに、次期分配の分配対象使用料に繰り入れるものとする。

**第2款 曲別使用料**

(分配期等)

**第25条** 曲別使用料の分配期及び分配対象使用料は、下表のとおりとする。

分配期	分配対象使用料
6月	10月から12月までの期間に徴収した使用料
9月	1月から3月までの期間に徴収した使用料
12月	4月から6月までの期間に徴収した使用料
3月	7月から9月までの期間に徴収した使用料

2 前項により難い場合は、理事会の承認を得て、別に分配期等を定めることができる。

(分配率等)

**第26条** 曲別使用料の関係権利者に対する分配は、次の各号に定める分配率及び国際基準に従って、行う。

- (1) 放送使用料 第9条及び第10条
- (2) 放送用録音使用料 第36条及び第37条

第4節 有線放送等使用料

(有線放送等使用料の区分、分配期等)

第27条 有線放送等使用料の区分、分配期及び分配対象使用料は、下表のとおりとする。

類別	有線放送等使用料	分配期	分配対象使用料
第1類	有線ラジオ放送等に係る使用料(以下「有線ラジオ放送使用料」という。)	9月	前年度に徴収した使用料の1/2
		3月	前年度に徴収した使用料の1/2
第2類	有線テレビジョン放送等に係る使用料(以下「有線テレビ放送使用料」という。)のうち、CS放送の再放送及び自主放送に係る使用料	3月	前年度使用分として徴収した使用料
第3類	有線テレビ放送使用料のうち、地上波及びBS放送の再放送に係る使用料	年間の各分配期	

- 2 前項に定める第2類の分配対象使用料は、放送に対する分配のための基金(以下「放送分配基金」という。)及び放送用録音に対する分配のための基金(以下「放送用録音分配基金」という。)に区分する。
- 3 前項に定める各分配基金の配分比率は、理事会の承認を得て、細則で定める。
- 4 第1項により難い場合は、理事会の承認を得て、別に分配期等を定めることができる。

(分配対象著作物)

第28条 有線放送等使用料の分配対象著作物は、下表のとおりとする。

類別	有線放送等使用料	分配期	分配対象著作物
第1類	有線ラジオ放送使用料	9月	前年度の4月から9月までの期間に使用されたもの
		3月	前年度の10月から3月までの期間に使用されたもの
第2類	有線テレビ放送使用料のうち、CS放送の再放送及び自主放送に係る使用料	3月	前年度に使用されたもの

2 第27条第2項に定める放送用録音分配基金の分配対象著作物については、CS放送の再放送に使用された著作物を除外する。

(分配計算方法)

第29条 有線ラジオ放送使用料は、分配対象となる各著作物に次の各号に掲げる点数を付与し、それぞれの点数を乗じて得た積をその著作物の分配点数として一括計算を行い、分配する。

(1) 基礎点数

1曲1回の使用について

$$1 \text{ 点} \times \frac{\text{分配の対象者の取分の和}}{\text{全関係権利者の取分の和}}$$

(2) 格差点数

著作物の使用時間5分未満を1点とし、5分以上の場合は、5分までを超えるごとに1点を加算した点数

2 各著作物に対する分配額は、次に掲げる算式により算出する。

$$\text{各著作物に対する分配額} = \frac{\text{各著作物に分配対象使用料の額}}{\text{分配対象となるすべての著作物の分配点数の和}} \times \text{各著作物の分配点数}$$

3 第27条第1項に定める第2類の分配対象使用料は、分配対象となる各著作物に、第2章第3節第1款の各規定及びこれら各規定に基づく細則の定めを準用して一括計算を行い、分配する。



4 著作物の使用状況等から、前3項により難しい場合は、理事会の承認を得て、別に分配計算方法を定めることができる。

(有線テレビ放送使用料の放送使用料への合算)

**第30条** 第27条第1項に定める第3類の分配対象使用料は、年間の各分配期に等分したうえで、各分配期における第15条第1項に定める民放テレビ（地上波）放送分配基金に合算して分配することができる。

## 第5節 上映使用料

### (上映使用料の区分、分配期等)

第31条 上映使用料の区分、分配期及び分配対象使用料は、下表のとおりとする。

類別	上映使用料	分配期	分配対象使用料
第1類	映画の上映に係る曲別使用料	6月 9月 12月 3月	1月から3月までの期間に徴収した使用料 4月から6月までの期間に徴収した使用料 7月から9月までの期間に徴収した使用料 10月から12月までの期間に徴収した使用料
第2類	映画及びビデオグラムの上映(第3類に係る使用料を除く。)に係る包括使用料	9月 3月	10月から3月までの期間に徴収した使用料 4月から9月までの期間に徴収した使用料
第3類	航空機におけるビデオグラムの上映に係る包括使用料	9月	前年度に徴収した使用料

2 前項により難い場合は、理事会の承認を得て、別に分配期等を定めることができる。

### (キューシート等による分配)

第32条 上映使用料のうち、包括使用料の分配は、当該映画又はビデオグラム(以下「映画等」という。)に係るキューシート、当該映画等に係る著作物の収録情報(以下「使用物情報」という。)又は利用曲目報告書に基づいて、行う。

2 前項の分配においては、キューシート等に記載されている各著作物に次の各号に掲げる点数を付与し、それぞれの点数を乗じて得た積をその著作物の分配点数として一括計算を行い、分配する。

#### (1) 基礎点数

1曲について

$$1 \text{ 点} \times \frac{\text{分配の対象者の取分の和}}{\text{全関係権利者の取分の和}}$$

#### (2) 格差点数

著作物の使用時間1秒につき1点

3 映画等に使用された著作物の使用時間が不明の場合は、次に掲げる著作物について、それぞれに定める点数をその著作物の格差点数とすることができる。

(1) 当該映画等のために著作された著作物

その映画等の上映時間の30/100に相当する時間を基準にして前項によつて算出した点数

(2) 前号以外の著作物

10点

4 各著作物に対する分配額は、次に掲げる算式により算出する。

$$\text{各著作物に対する分配額} = \frac{\text{分配対象使用料の額}}{\text{分配対象となるすべての著作物の分配点数の和}} \times \text{各著作物の分配点数}$$

5 著作物の使用状況等から、前4項により難しい場合は、理事会の承認を得て、別に分配計算方法を定めることができる。

## 第6節 BGM使用料

### (分配期等)

第33条 BGM使用料の分配期及び分配対象使用料は、下表のとおりとする。

分配期	分配対象使用料
3月	前年度に徴収した使用料

2 分配対象使用料は、以下の分配基金に区分する。

(1) BGM有線ラジオ分配基金

有線ラジオ放送事業者から包括的利用許諾契約により徴収した使用料

(2) BGM録音テープ分配基金

背景音楽（BGM）用貸出録音テープの制作・貸出を行う事業者から包括的利用許諾契約により徴収した使用料

3 前項以外の方法により徴収した使用料は、前項(1)、(2)の額により按分し、各々の基金に合算して分配する。

4 第1項により難しい場合は、理事会の承認を得て、別に分配期等を定めることができる。

### (分配対象著作物)

第34条 分配対象著作物は、分配対象使用料の徴収期間に使用された著作物とする。

2 前項に定める分配対象著作物は、次の各号の著作物をもって確定するものとする。

(1) BGM有線ラジオ分配基金

第27条第1項に定める第1類の有線ラジオ放送使用料の分配対象となった著作物

(2) BGM録音テープ分配基金

第39条第1項に定める第3類の背景音楽（BGM）用貸出録音テープに係る使用料の分配対象となった著作物

### (分配計算方法)

第35条 BGM使用料は、第33条第2項に定める分配基金ごとに、分配対象となる各著作物に次の各号に掲げる点数を付与し、BGM有線ラジオ分配基金についてはそれぞれの点数を乗じて得た積を、BGM録音テープ分配基金については基礎点数の値をその著作物の分配点数として一括計算を行い、分配する。

(1) BGM有線ラジオ分配基金

① 基礎点数

1曲1回の使用について

$$1 \text{ 点} \times \frac{\text{分配の対象者の取分の和}}{\text{全関係権利者の取分の和}}$$

② 格差点数

著作物の使用時間5分未満を1点とし、5分以上の場合は、5分までを超えるごとに1点を加算した点数

(2) BGM録音テープ分配基金

基礎点数

1曲1回の使用について

$$1 \text{ 点} \times \frac{\text{分配の対象者の取分の和}}{\text{全関係権利者の取分の和}}$$

2 各著作物に対する分配額は、分配基金ごとに次に掲げる算式により算出する。

$$\text{各著作物に対する分配額} = \frac{\text{分配基金の額}}{\text{分配対象となるすべての著作物の分配点数の和}} \times \text{各著作物の分配点数}$$

3 分配対象著作物の確定方法等から、前2項により難しい場合は、理事会の承認を得て、別に分配計算方法を定めることができる。

第3章 オーディオ録音使用料、出版使用料等

第1節 分配率等

(分配率)

第36条 オーディオ録音、出版、映画又はビデオグラムへの録音（以下「映画録音」又は「ビデオグラム録音」という。）その他複製に係る使用料の関係権利者に対する分配は、下表に定める分配率に従って、行う。

関係権利者	分配率	関係権利者	分配率				
			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
1 作曲者	8/8	7 作曲者	8/12	6/10	4/8	—	—
		音楽出版者	4/12	4/10	4/8	—	—
2 作曲者	6/8	8 作曲者	6/12	9/20	3/8	—	—
編曲者	2/8	編曲者	2/12	3/20	1/8	—	—
		音楽出版者	4/12	8/20	4/8	—	—
3 作曲者	4/8	9 作曲者	4/12	3/10	2/8	4/12	3/12
作詞者	4/8	作詞者	4/12	3/10	2/8	3/12	4/12
		音楽出版者	4/12	4/10	4/8	5/12	5/12
4 作曲者	3/8	10 作曲者	3/12	9/40	3/16	12/48	9/48
作詞者	4/8	作詞者	4/12	12/40	4/16	12/48	16/48
編曲者	1/8	編曲者	1/12	3/40	1/16	4/48	3/48
		音楽出版者	4/12	16/40	8/16	20/48	20/48
5 作曲者	4/8	11 作曲者	4/12	12/40	4/16	16/48	12/48
作詞者	3/8	作詞者	3/12	9/40	3/16	9/48	12/48
訳詞者	1/8	訳詞者	1/12	3/40	1/16	3/48	4/48
		音楽出版者	4/12	16/40	8/16	20/48	20/48
6 作曲者	3/8	12 作曲者	3/12	9/40	3/16	12/48	9/48
作詞者	3/8	作詞者	3/12	9/40	3/16	9/48	12/48
編曲者	1/8	編曲者	1/12	3/40	1/16	4/48	3/48
訳詞者	1/8	訳詞者	1/12	3/40	1/16	3/48	4/48
		音楽出版者	4/12	16/40	8/16	20/48	20/48

(備考) 7乃至12において適用する分配率は、関係権利者の届出による。

2 次の各号に該当する者は、当該各号に定める者として、前項の分配率を適用する。

(1) 楽曲の著作権が消滅している場合の編曲者 作曲者

(2) 歌詞の著作権が消滅している場合の訳詞者 作詞者

3 第1項の規定中関係権利者に音楽出版者が含まれる場合において、他の関係権利者がその取分を音楽出版者から受領することを音楽出版者との契約により同意したときは、使用料の全額を当該音楽出版者に分配する。

(国際基準)

第37条 関係権利者に外国団体所属の者が含まれる場合は、国際基準に従って、分配することができる。

(請求時の関係権利者への分配)

第38条 第4条の規定にかかわらず、次の各号に該当する使用料は、当該使用料の請求時における関係権利者に分配することができる。

- (1) 第39条第1項に定める第2類のオーディオ録音使用料（第4類のオルゴール使用料中第2類に準ずるものを含む。）
- (2) 第40条第1項に定める第1類の出版使用料
- (3) 第42条の映画録音使用料
- (4) 第43条第1項に定める第2類のビデオグラム録音使用料

第2節 オーディオ録音使用料、オルゴール使用料

(オーディオ録音使用料及びオルゴール使用料の区分、分配期等)

第39条 オーディオ録音使用料及びオルゴール使用料の区分、分配期及び分配対象使用料は、下表のとおりとする。

類別	オーディオ録音使用料等	分配期	分配対象使用料
第1類	著作物のオーディオ録音使用について本会与年間の許諾契約を締結している使用者から徴収したオーディオ録音に係る使用料(第3類に該当するものを除く。)	6月	1月から3月までの期間にオーディオ録音使用された著作物に係る使用料
		9月	4月から6月までの期間にオーディオ録音使用された著作物に係る使用料
		12月	7月から9月までの期間にオーディオ録音使用された著作物に係る使用料
		3月	10月から12月までの期間にオーディオ録音使用された著作物に係る使用料
第2類	その他の使用者から徴収したオーディオ録音に係る使用料(第3類に該当するものを除く。)	6月	1月から3月までの期間に徴収した使用料
		9月	4月から6月までの期間に徴収した使用料
		12月	7月から9月までの期間に徴収した使用料
		3月	10月から12月までの期間に徴収した使用料
第3類	背景音楽(BGM)用貸出録音テープに係る使用料	3月	前年度に徴収した使用料
第4類	オルゴールに係る使用料	使用者との契約により、第1類又は第2類に準ずる。	
第5類	その他のオーディオ録音使用料	徴収した使用料額と使用された著作物数を参酌し、理事会の承認を得て、別に定める。	

2 前項により難い場合は、理事会の承認を得て、別に分配期等を定めることができる。



### 第3節 出版使用料等

(出版使用料等の区分、分配期等)

第40条 出版使用料等の区分、分配期及び分配対象使用料は、下表のとおりとする。

類別	出版使用料等	分配期	分配対象使用料
第1類	出版使用料	6月	1月から3月までの期間に徴収した使用料
		9月	4月から6月までの期間に徴収した使用料
		12月	7月から9月までの期間に徴収した使用料
		3月	10月から12月までの期間に徴収した使用料
第2類	教科用図書等に係る補償金	9月	前年度使用分として徴収した補償金

2 前項により難い場合は、理事会の承認を得て、別に分配期等を定めることができる。

(教科用図書等に係る補償金の関係権利者の確定基準日)

第41条 第4条の規定にかかわらず、教科用図書等に係る補償金は、前年度の4月1日における関係権利者に分配する。ただし、前年度の4月1日において本会の管理著作物でないものが前年度中に本会の管理著作物となった場合は、当該著作物が本会の管理著作物となった日における関係権利者に分配する。

**第4節 映画録音使用料等**

**(映画録音使用料等の分配期等)**

**第42条** 映画録音使用料の分配期及び分配対象使用料は、下表のとおりとする。

分配期	分配対象使用料
6月	1月から3月までの期間に徴収した使用料
9月	4月から6月までの期間に徴収した使用料
12月	7月から9月までの期間に徴収した使用料
3月	10月から12月までの期間に徴収した使用料

2 前項により難しい場合は、理事会の承認を得て、別に分配期等を定めることができる。

**第5節 ビデオグラム録音使用料**

**(ビデオグラム録音使用料の区分、分配期等)**

**第43条** ビデオグラム録音使用料の区分、分配期及び分配対象使用料は、下表のとおりとする。

類別	ビデオグラム録音使用料	分配期	分配対象使用料
第1類	著作物のビデオグラム録音使用について本会と年間の許諾契約を締結している使用者から徴収したビデオグラム録音に係る使用料（第3類に該当するものを除く。）	6月	10月から12月までの期間にビデオグラム録音使用された著作物に係る使用料
		9月	1月から3月までの期間にビデオグラム録音使用された著作物に係る使用料
		12月	4月から6月までの期間にビデオグラム録音使用された著作物に係る使用料
		3月	7月から9月までの期間にビデオグラム録音使用された著作物に係る使用料
第2類	その他の使用者から徴収したビデオグラム録音に係る使用料（第3類に該当するものを除く。）	6月	1月から3月までの期間に徴収した使用料
		9月	4月から6月までの期間に徴収した使用料
		12月	7月から9月までの期間に徴収した使用料
		3月	10月から12月までの期間に徴収した使用料
第3類	在外公館又は海外事業所等の邦人に視聴させる目的で製作されたテレビ放送番組のビデオグラム録音に係る使用料	12月から9月までの各分配期	前年度に徴収した使用料
第4類	その他のビデオグラム録音使用料	徴収した使用料額と使用された著作物数を参酌し、理事会の承認を得て、別に定める。	

2 前項により難い場合は、理事会の承認を得て、別に分配期等を定めることができる。

**(キューシートによる分配)**

**第44条** ビデオグラム録音使用料のうち、包括使用料の分配は、当該映画等ごとにそのキューシートに基づいて、行う。

2 前項の分配においては、キューシートに記載されている各著作物に次の各号に掲げる点数を付与し、それぞれの点数を乗じて得た積をその著作物の分配点数として一括計算を行い、分配する。

(1) 基礎点数

1 曲について

$$1 \text{ 点} \times \frac{\text{分配の対象者の取分の和}}{\text{全関係権利者の取分の和}}$$

(2) 格差点数

著作物の使用時間 1 秒につき 1 点

3 映画等に使用された著作物の使用時間が不明の場合は、次に掲げる著作物について、それぞれに定める点数をその著作物の格差点数とすることができる。

(1) 当該映画等のために著作された著作物

その映画等の上映時間の 30 / 100 に相当する時間を基準にして前項によって算出した点数

(2) 前号以外の著作物

10 点

4 各著作物に対する分配額は、次に掲げる算式により算出する。

$$\text{各著作物に対する分配額} = \frac{\text{分配対象使用料の額}}{\text{分配対象となるすべての著作物の分配点数の和}} \times \text{各著作物の分配点数}$$

5 著作物の使用状況等から、前 4 項により難しい場合は、理事会の承認を得て、別に分配計算方法を定めることができる。

(在外邦人向けテレビ番組のビデオグラム録音に係る使用料の放送用録音分配基金への合算)

**第 4 5 条** 第 4 3 条第 1 項に定める第 3 類の分配対象使用料は、年間の各分配期に等分したうえで、各分配期における第 1 5 条第 1 項に定める NHK 放送用録音分配基金及び民放テレビ（地上波）放送用録音分配基金の額により按分し、当該基金に合算して分配することができる。

## 第4章 貸与使用料

### (分配率等)

第46条 貸与に係る使用料の関係権利者に対する分配は、第36条第1項に定める分配率及び第37条に定める国際基準に従って、行う。

### (貸与使用料の区分、分配期等)

第47条 貸与使用料の区分、分配期及び分配対象使用料は、下表のとおりとする。

類別	貸与使用料	分配期	分配対象使用料
第1類	商業用レコードの貸与に係る使用料（以下「貸レコード使用料」という。）	6月	1月から3月までの期間に徴収した使用料
		9月	4月から6月までの期間に徴収した使用料
		12月	7月から9月までの期間に徴収した使用料
		3月	10月から12月までの期間に徴収した使用料
第2類	映画、ビデオグラムの貸与に係る使用料（以下「貸ビデオ使用料」という。）	6月	7月から12月までの期間に徴収した使用料
		12月	1月から6月までの期間に徴収した使用料

2 前項により難い場合は、理事会の承認を得て、別に分配期等を定めることができる。

### (分配対象著作物)

第48条 貸与使用料の分配対象著作物は、下表のとおりとする。

類別	貸与使用料	分配期	分配対象著作物
第1類	貸レコード使用料	6月	1月から3月までの期間に使用されたもの
		9月	4月から6月までの期間に使用されたもの
		12月	7月から9月までの期間に使用されたもの
		3月	10月から12月までの期間に使用されたもの
第2類	貸ビデオ使用料	6月	4月から9月までの期間に使用されたもの
		12月	10月から3月までの期間に使用されたもの

### (分配計算方法)

第49条 貸レコード使用料は、分配対象となる各著作物に次の各号に掲げる点数を付与し、それぞれの点数を乗じて得た積をその著作物の分配点数として一括計算を行い、分配する。

(1) 基礎点数

1 曲 1 回の使用について

$$1 \text{ 点} \times \frac{\text{分配の対象者の取分の和}}{\text{全関係権利者の取分の和}}$$

(2) 格差点数

著作物の使用時間 5 分未満を 1 点とし、5 分以上の場合は、5 分までを超えるごとに 1 点を加算した点数

2 各著作物に対する分配額は、次に掲げる算式により算出する。

$$\text{各著作物に対する分配額} = \frac{\text{分配対象使用料の額}}{\text{分配対象となるすべての著作物の分配点数の和}} \times \text{各著作物の分配点数}$$

(キューシート等による分配)

第 50 条 貸ビデオ使用料の分配は、当該映画等の内容に応じて、当該映画等ごとに、そのキューシート又は使用物情報に基づいて、行う。

2 前項の分配においては、キューシート又は使用物情報に記載されている各著作物に次の各号に掲げる点数を付与し、それぞれの点数を乗じて得た積をその著作物の分配点数として当該映画等ごと一括計算を行い、分配する。

(1) 基礎点数

1 曲について

$$1 \text{ 点} \times \frac{\text{分配の対象者の取分の和}}{\text{全関係権利者の取分の和}}$$

(2) 格差点数

- ① キューシートに基づき分配するもの 著作物の使用時間 1 秒につき 1 点
- ② 使用物情報に基づき分配するもの 著作物の使用時間 1 分につき 1 点

3 映画等に使用された著作物の使用時間が不明の場合は、次に掲げる著作物について、それぞれに定める点数をその著作物の格差点数とすることができる。

(1) 当該映画等のために著作された著作物

その映画等の上映時間の 30 / 100 に相当する時間を基準にして前項によって算出した点数

(2) 前号以外の著作物

10 点

- 4 各著作物に対する分配額は、次に掲げる算式により算出する。

$$\text{各著作物に対する分配額} = \frac{\text{分配対象使用料の額}}{\text{分配対象となるすべての著作物の分配点数の和}} \times \text{各著作物の分配点数}$$

- 5 著作物の使用状況等から、前4項により難しい場合は、理事会の承認を得て、別に分配計算方法を定めることができる。

## 第5章 業務用通信カラオケ使用料、インタラクティブ配信使用料

### 第1節 分配資金等

#### (分配資金)

第51条 業務用通信カラオケ及びインタラクティブ配信に係る分配対象使用料は、それぞれ複製相当分の評価に対する分配のための資金（以下「複製分配資金」という。）、公衆送信相当分の評価に対する分配のための資金（以下「送信分配資金」という。）及び分配補償資金に区分する。

2 前項に定める分配資金の配分比率は、理事会の承認を得て、細則で定める。

#### (分配率等)

第52条 業務用通信カラオケ及びインタラクティブ配信に係る使用料の関係権利者に対する分配は、次の各号に定める分配率及び国際基準に従って、行う。

(1) 複製分配資金 第36条及び第37条

(2) 送信分配資金 第9条及び第10条

#### (分配期等)

第53条 業務用通信カラオケ使用料及びインタラクティブ配信使用料の分配期及び分配対象使用料は、下表のとおりとする。

分配期	分配対象使用料
6月	1月から3月までの期間に徴収した使用料
9月	4月から6月までの期間に徴収した使用料
12月	7月から9月までの期間に徴収した使用料
3月	10月から12月までの期間に徴収した使用料

2 前項により難しい場合は、理事会の承認を得て、別に分配期等を定めることができる。

#### (インタラクティブ配信使用料の関係権利者の確定基準日)

第54条 第4条の規定にかかわらず、インタラクティブ配信に係る分配対象使用料は、分配対象著作物の利用月の属する四半期の最終日における関係権利者に分配する。

2 使用料の徴収方法等から、前項により難しい場合は、理事会の承認を得て、別に定める確定基準日における関係権利者に分配することができる。



**第2節 業務用通信カラオケ使用料**

(計算対象期間及び分配対象著作物)

**第55条** 各分配期の計算対象期間及び分配対象著作物は、下表のとおりとする。

分配期	計算対象期間	分配対象著作物
6月	10月から12月まで	左の期間に使用されたもの
9月	1月から3月まで	左の期間に使用されたもの
12月	4月から6月まで	左の期間に使用されたもの
3月	7月から9月まで	左の期間に使用されたもの

2 前項により難しい場合は、理事会の承認を得て、別に計算対象期間及び分配対象著作物を定めることができる。

(分配基金)

**第56条** 第51条第1項で区分した複製分配資金と送信分配資金は、それぞれ下表の分配基金に区分する。

分配資金区分	分配基金区分
複製分配資金	複製回数分配基金
	端末台数分配基金
送信分配資金	利用回数分配基金
	端末台数分配基金

2 前項に定める分配基金の配分比率は、理事会の承認を得て、細則で定める。

(分配点数)

**第57条** 分配対象となる各著作物について、次の各号に掲げる点数を付与し、それぞれの点数を乗じて得た積をその著作物の分配点数とする。

(1) 基礎点数

著作物1曲の使用について

$$1 \text{ 点} \times \frac{\text{分配の対象者の取分の和}}{\text{全関係権利者の取分の和}}$$

(2) 著作物格差点数

1アクセスコードに1つの著作物が使用される場合は1点、1アクセスコードに複数の著作物が使用される場合は、それぞれの著作物について0.5点

(3) 分配基金区分別評価点数

第56条第1項に定める分配基金区分ごとに、次の点数を付与する。

① 複製分配資金における点数の付与

(ア) 複製回数分配基金

当該計算対象期間中に新たに使用者のデータベースに複製された著作物については、その著作物が利用可能な状態にある当該計算対象期間の末日現在の端末装置の全台数を点数とし、当該計算対象期間以前に使用者のデータベースに複製された著作物については、当該計算対象期間中に増加した端末装置の台数を点数とする。

(イ) 端末台数分配基金

各著作物が利用可能な状態にある端末装置の全台数を点数とする。

② 送信分配資金における点数の付与

(ア) 利用回数分配基金

使用者からのアクセスコードごとの利用回数報告に基づく各著作物の利用回数を点数とする。

(イ) 端末台数分配基金

各著作物が利用可能な状態にある端末装置の全台数を点数とする。

2 利用回数の報告状況等から、前項により難しい場合は、理事会の承認を得て、別に分配点数を定めることができる。

(分配計算方法)

第58条 各著作物に対する分配額は、分配基金ごとに次に掲げる算式により算出し、分配資金の区分ごとに合算して分配する。

$$\text{各著作物に対する分配額} = \frac{\text{分配基金の額}}{\text{分配対象となるすべての著作物の分配点数の和}} \times \text{各著作物の分配点数}$$

(分配補償資金による分配)

第59条 分配資料の漏れ等のため、分配対象から欠落した著作物の関係権利者に対する分配は、当該関係権利者の分配請求に基づき、前2条の定めにより算出した相当額を、第51条第1項に定める分配補償資金から支出して行う。

2 分配補償資金による分配は、分配請求のあった日から3年前までの分配について、当該利用に係る資料を添えて分配請求があり、当該利用の事実が確認されたものに

対して行う。

(分配補償資金残額の次期繰入れ)

**第60条** 分配補償資金に残余の額が生じた場合は、次期分配の分配対象使用料に繰り入れるものとする。

### 第3節 インタラクティブ配信使用料

#### (分配対象著作物)

第61条 分配対象著作物は、分配対象使用料の徴収対象となった著作物とする。

#### (分配点数)

第62条 分配対象となる各著作物について、次の各号に掲げる点数を付与し、それぞれの点数を乗じて得た積をその著作物の分配点数とする。

##### (1) 基礎点数

著作物1曲の使用について、以下のとおりとする。

- ① 曲別に使用料を徴収した著作物（ダウンロード形式、ストリーム形式を問わず、1曲1リクエスト当たりの単価に総リクエスト回数を乗じて著作物単位の請求額を算出し徴収した著作物及び1曲当たりの単価に利用期間を乗じて著作物単位の請求額を算出し徴収した著作物をいう。）

1点

- ② 前①以外の著作物

$$1点 \times \frac{\text{分配の対象者の取分の和}}{\text{全関係権利者の取分の和}}$$

##### (2) 評価点数

第51条第1項に定める複製分配資金及び送信分配資金の区分ごとに、次の点数を付与する。

- ① 曲別に使用料を徴収した著作物

1 サービスメニューにおける当該著作物の請求額の値を点数とする。

- ② 前①以外の著作物

1 サービスメニュー単位の請求額に、総リクエスト回数に占める当該著作物のリクエスト回数の割合を乗じた値を点数とする。ただし、リクエスト回数の報告がない場合は、1 サービスメニュー単位の請求額を、そのサービスメニューに使用された全管理著作物数で除した値を点数とする。

2 著作物の使用状況等から、前項により難しい場合は、理事会の承認を得て、別に分配点数を定めることができる。

#### (分配計算方法)

第63条 各著作物に対する分配額は、分配資金ごとに次に掲げる算式により算出し、

分配資金の区分ごとに分配する。

$$\text{各著作物に対する分配額} = \frac{\text{分配資金の額}}{\text{分配対象となるすべての著作物の分配点数の和}} \times \text{各著作物の分配点数}$$

**(IPマルチキャスト放送に係る使用料の分配期等)**

**第64条** 第53条第1項の規定にかかわらず、IPマルチキャスト放送に係る使用料の分配期及び分配対象使用料は、下表のとおりとする。

分配期	分配対象使用料
6月	前々年度使用分として徴収した使用料

2 第61条の規定にかかわらず、前項に定める分配対象著作物は、前年度において、第15条第1項に定める第5類の民放テレビ放送（衛星波）使用料のうち、CS放送に係る使用料の分配対象となった著作物をもって確定するものとする。

**(分配補償資金による分配)**

**第65条** 分配資料の漏れ等のため、分配対象から欠落した著作物の関係権利者に対する分配は、当該関係権利者の分配請求に基づき、第62条及び第63条の定めにより算出した相当額を、第51条第1項に定める分配補償資金から支出して行う。

2 分配補償資金による分配は、分配請求のあった日から3年前までの分配について、当該利用に係る資料を添えて分配請求があり、当該利用の事実が確認されたものに対して行う。

**(分配補償資金残額の次期繰入れ)**

**第66条** 分配補償資金に残余の額が生じた場合は、次期分配の分配対象使用料に繰り入れるものとする。

## 第6章 広告目的で行う複製使用料

### (分配方法)

**第67条** 広告目的で行う複製使用料の分配については、第3章第1節（ただし、第3条の2の規定の適用がある場合については、分配率を定める規定を除く。次条第1項において同じ。）の規定及び、複製の形態に応じ、同章第2節から第5節までの規定を準用する。ただし、コマーシャル送信用録音に係る使用料の分配期及び分配対象使用料については、複製の形態にかかわらず、同章第4節の規定を準用する。

2 前項により難い場合は、理事会の承認を得て、別に分配期等を定めることができる。

## 第7章 ゲームに供する目的で行う複製使用料

### (分配方法)

**第68条** ゲームに供する目的で行う複製使用料の分配については、第3章第1節の規定及び、複製の形態に応じ、同章第2節又は第5節の規定を準用する。

2 前項により難い場合は、理事会の承認を得て、別に分配期等を定めることができる。

## 第8章 その他の使用料

### (分配方法)

**第69条** 使用料規程中「その他」の規定に係る使用料の分配方法は、当該使用料の算出方法、徴収した使用料額及び使用された著作物数を参酌し、理事会の承認を得て、細則で定める。

## 第9章 外国団体から収納した使用料

### (分配期等)

**第70条** 外国団体から収納した使用料の分配期及び分配対象使用料は、下表のとおり

りとする。

分配期	分配対象使用料
6月	10月から12月までの期間に収納した使用料
9月	1月から3月までの期間に収納した使用料
12月	4月から6月までの期間に収納した使用料
3月	7月から9月までの期間に収納した使用料

2 前項により難い場合は、理事会の承認を得て、別に分配期等を定めることができる。

## 第10章 実施細則

(実施細則)

第71条 この規程に定めるもののほか、この規程を実施するために必要な事項は、理事会の承認を得て、細則で定める。

**附 則**

**(施行期日)**

1 この規程は、1987年3月1日から施行する。

**(放送使用料についての経過措置)**

2 第2章第3節第1款の規定は、1987年度分以降の使用料の分配に適用し、1986年度分の使用料については、なお従前の例による。

**(分配規程の廃止)**

3 次の各分配規程は、廃止する。

- |                         |                 |
|-------------------------|-----------------|
| (1) 著作権者に対する著作物使用料の分配方法 | (1963年7月12日 許可) |
| (2) 録音使用料分配規程           | (1983年7月30日 許可) |
| (3) 放送使用料分配規程           | (1983年9月2日 許可)  |
| (4) 貸与使用料等分配規程          | (1985年1月16日 許可) |
| (5) 演奏使用料等分配規程          | (1985年7月11日 許可) |

**附 則**

**(施行期日)**

この規程は、1992年10月1日から施行する。

**附 則**

**(施行期日)**

1 この規程は、1992年10月1日から施行する。

**(ビデオグラム録音使用料についての経過措置)**

2 1992年4月から6月までの期間に徴収した包括使用料については、1992年12月分配期において分配する。

**附 則**

**(施行期日)**

この規程は、1996年10月1日から施行する。



附 則

(施行期日)

1 この規程は、1998年4月1日から施行する。

(公表時編曲に係る分配の適用期)

2 第2章第1節第9条第3項の規定は、1998年9月分配期から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、2001年9月1日から施行する。

(インタラクティブ配信使用料についての経過措置)

2 第53条第1項の定めにかかわらず、2001年6月までの期間に徴収したインタラクティブ配信使用料の分配期及び分配対象使用料は、下表のとおりとする。

分配期	分配対象使用料
2001年9月	2001年3月までの期間に徴収した使用料
2001年12月	2001年4月から2001年6月までの期間に徴収した使用料

附 則

(施行期日)

1 この規程は、2002年4月1日から施行する。

(関係権利者の確定基準日についての経過措置)

2 2002年6月分配においては、第4条に定める関係権利者の確定基準日を2002年3月31日とする。

附 則

(施行期日)

この規程は、2002年12月1日から施行する。

**附 則**

**(施行期日)**

1 この規程は、2003年9月1日から施行する。

**(第9条第1項の経過措置)**

2 第2章第1節第9条第1項の規定は、2003年12月分配期から適用し、2003年9月分配期は、なお従前の例による。

**(第9条第2項の経過措置)**

3 第2章第1節第9条第2項の規定は、2004年6月分配期から適用し、2004年3月分配期までは、なお従前の例による。

**附 則**

**(施行期日)**

1 この規程は、2006年6月20日から施行する。

**(第36条第1項の経過措置)**

2 第3章第1節第36条第1項の規定は、2006年12月分配期から適用し、2006年9月分配期までは、なお従前の例による。

**附 則**

**(施行期日)**

この規程は、2012年12月1日から施行する。

**附 則**

**(施行期日)**

1 この規程は、2013年8月1日から施行する。

**(インタラクティブ配信使用料についての経過措置)**

2 第5章第3節の規定は、2013年12月分配期から適用し、2013年9月分配期は、なお従前の例による。

**附 則**

**(施行期日)**

この規程は、2014年5月1日から施行する。

**附 則**

**(施行期日)**

この規程は、2015年12月1日から施行する。

**附 則**

**(施行期日)**

この規程は、2016年9月1日から施行する。

**附 則**

**(施行期日)**

この規程は、文化庁長官が届出を受理した日から起算して6か月を経た日から施行し、2016年12月分配期から適用する。

**附 則**

**(施行期日)**

この規程は、文化庁長官が届出を受理した日から起算して6か月を経た日から施行し、2017年3月分配期から適用する。



# 収支差額金分配規程

1989年8月16日 許 可

1998年7月30日 変更許可

2001年10月2日 届 出

一部変更 2003年8月20日 届 出

一部変更 2013年7月11日 届 出

一部変更 2016年3月8日 届 出



## 収支差額金分配規程

### (目的)

**第1条** この規程は、著作権信託契約約款第16条第4項に定める収支差額金に関して、著作権等管理事業法（平成12年法律第131号）第11条第1項第3号の分配方法を定めることを目的とする。

### (分配方法)

**第2条** 収支差額金は、当該収支差額金が生じた事業年度における著作物使用料分配規程第11条第2項に定めるカラオケ社交場分配基金及びカラオケ歌唱室分配基金並びに同規程第15条第1項に定めるNHK放送分配基金、民放ラジオ（地上波）放送分配基金及び民放テレビ（地上波）放送分配基金の額により按分し、翌年度の当該基金に合算して、受益者に分配する。

### (分配の時期)

**第3条** 前条の規定に基づき基金の額により按分した収支差額金は、それぞれ3等分し、9月、12月及び3月の各分配期に分配する。

#### 附 則

この規程は、許可の日から施行する。

#### 附 則

この規程は、許可の日から施行する。

#### 附 則

この規程は、2002年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、2003年9月1日から施行する。

#### 附 則

- 1 この規程は、2013年8月1日から施行する。
- 2 2013年12月31日までの間は、第1条中「第16条」とあるのは、「第17条」とする。

**附 則**

この規程は、文化庁長官が届出を受理した日から起算して6か月を経た日から施行し、2016年9月分配期から適用する。



# 私的録音補償金分配規程

	1995年3月22日	制	定
	1998年6月17日	変	更
	2000年6月21日	変	更
	2001年10月2日	届	出
一部変更	2003年8月20日	届	出



## 私的録音補償金分配規程

### 第1章 総則

#### (目的)

**第1条** この規程は、著作権等管理事業法（平成12年法律第131号）第11条第1項第5号に規定する事項として、著作権法（以下「法」という。）第30条第2項に定める私的録音録画補償金のうち私的録音に係る補償金（以下「補償金」という。）に関して、社団法人私的録音補償金管理協会（以下「SARAH」という。）の分配規程に基づき、法第21条に定める権利を有する者（以下「著作権者」という。）に対する分配方法を定めることを目的とする。

#### (音楽及び言語の著作物に係る分配資金)

**第2条** 本会がSARAHから受領した補償金の総額について、音楽の著作物及び文芸その他の言語の著作物（以下「言語の著作物」という。）のそれぞれの著作権者に対する分配のための資金に区分する。

2 前項の資金に対する補償金の配分比率は、理事会の承認を得て、細則で定める。

#### (言語の著作物に係わる分配)

**第3条** 前条により区分した言語の著作物に係わる分配資金については、協同組合日本脚本家連盟（以下「日脚連」という。）にその分配を委任する。

2 前項の委任に基づく日脚連に対する分配は、本会がSARAHから毎期の補償金受領後10日以内に行うものとする。

#### (日脚連の分配結果に関する報告)

**第4条** 日脚連は、前条の委任に基づき行った言語の著作物に係わる著作権者に対する分配の結果を、毎事業年度終了後45日以内に、本会に報告書を提出しなければならない。

#### (分配結果の報告)

**第5条** 本会は、前2条並びに第6条乃至第24条の分配を行った結果について、毎事業年度終了後2ヶ月以内に、SARAHに報告書を提出するものとする。

## 第2章 音楽の著作物に係る分配

### (分配対象著作権者)

第6条 音楽の著作物に係わる分配対象著作権者を、次の各号に区分する。

- (1) 本会の委託者
- (2) 本会と著作権の管理に関する契約を締結している外国の著作権管理団体（以下「外国団体」という。）に所属する著作権者
- (3) その他の著作権者で、前2号に該当する音楽出版者との間に、著作権の譲渡等に関する契約を締結している者
- (4) 前3号のいずれにも該当しない著作権者

### (分配期及び分配対象補償金)

第7条 補償金の分配期及び分配対象補償金は、下表のとおりとする。

分配期	分配対象補償金
9月	前年度上期分として、5月に SARAH から受領した補償金
3月	前年度下期分として、11月に SARAH から受領した補償金

2 前項により難い場合は、理事会の承認を得て、分配期を別に定めることができる。

### (資金区分)

第8条 第2条により区分した音楽の著作物に係わる分配資金は、第6条第1号乃至第3号の著作権者（以下「委託者等」という。）に対する分配資金（以下「委託者等分配資金」という。）及び同条第4号の著作権者（以下「非委託者」という。）に対する分配資金（以下「非委託者分配資金」という。）に区分するものとし、その配分比率は下表のとおりとする。

資金区分	配分比率
委託者等分配資金	99%
非委託者分配資金	1%

### (分配基金)

第9条 前条により区分した委託者等分配資金は、次の分配基金に区分して、分配する。

- (1) 放送分配基金

(2) 録音分配基金

(3) 貸レコード分配基金

2 前項に定める各分配基金の配分比率は、理事会の承認を得て、細則で定める。

(分配資料)

**第10条** 第11条の分配対象著作物及び第15条の分配点数は、本会が著作物使用料の管理を行った結果として保持する機械的処理記録に基づいて確定し、補償金の分配に用いる分配資料とする。

(分配対象著作物)

**第11条** 各分配基金の分配対象著作物は、下表によるものとし、著作物の確定方法等の細目は、理事会の承認を得て、細則で定める。

分配基金区分	分配対象著作物
放送分配基金	補償金の計算対象期間に相当する期間の放送使用に係る分配対象となったもの
録音分配基金	補償金の計算対象期間に相当する期間に出庫又は製造された蓄音機用音盤及び録音テープに録音使用されたもの
貸レコード分配基金	補償金の計算対象期間に相当する期間の貸レコード使用に係わる分配対象となったもの

(関係権利者の確定)

**第12条** 分配対象著作物の関係権利者は、下表の関係権利者の確定基準日における権利関係に基づき確定する。

分配期	関係権利者の確定基準日
9月	6月30日
3月	12月31日

2 前項の確定は、関係権利者の確定基準日の10日前までに提出された著作物資料によるものとする。

3 著作物資料がないなどの理由により、本会が第1項に定める確定基準日までに関係権利者を確定することができないときは、補償金の分配を保留する。

(分配率)

第13条 分配対象著作物の関係権利者に対する分配は、下表に定める分配率に従って行う。

関係権利者	分配率	関係権利者	分配率			
			(1)	(2)	(3)	(4)
1 作曲者	12 / 12	7 作曲者 音楽出版者	8 / 12 4 / 12	6 / 12 6 / 12	— —	— —
2 作曲者 編曲者	10 / 12 2 / 12	8 作曲者 編曲者 音楽出版者	6 / 12 2 / 12 4 / 12	4 / 12 2 / 12 6 / 12	— — —	— — —
3 作曲者 作詞者	6 / 12 6 / 12	9 作曲者 作詞者 音楽出版者	4 / 12 4 / 12 4 / 12	3 / 12 3 / 12 6 / 12	4 / 12 3 / 12 5 / 12	3 / 12 4 / 12 5 / 12
4 作曲者 作詞者 編曲者	5 / 12 5 / 12 2 / 12	10 作曲者 作詞者 編曲者 音楽出版者	3 / 12 3 / 12 2 / 12 4 / 12	2 / 12 2 / 12 2 / 12 6 / 12	3 / 12 2 / 12 2 / 12 5 / 12	2 / 12 3 / 12 2 / 12 5 / 12
5 作曲者 作詞者 訳詞者	5 / 12 5 / 12 2 / 12	11 作曲者 作詞者 訳詞者 音楽出版者	3 / 12 3 / 12 2 / 12 4 / 12	2 / 12 2 / 12 2 / 12 6 / 12	3 / 12 2 / 12 2 / 12 5 / 12	2 / 12 3 / 12 2 / 12 5 / 12
6 作曲者 作詞者 編曲者 訳詞者	5 / 12 5 / 12 1 / 12 1 / 12	12 作曲者 作詞者 編曲者 訳詞者 音楽出版者	3 / 12 3 / 12 1 / 12 1 / 12 4 / 12	2 / 12 2 / 12 1 / 12 1 / 12 6 / 12	3 / 12 2 / 12 1 / 12 1 / 12 5 / 12	2 / 12 3 / 12 1 / 12 1 / 12 5 / 12

2 前項の表中、7乃至12において適用する分配率は、関係権利者が本会に提出した作品届等の著作物資料に記載の演奏権分配率を、補償金の分配率に読み替えるものとする。

3 次の各号に該当する者は、当該各号に定める者として、第1項の分配率を適用する。

- (1) 楽曲の著作権が消滅している場合の編曲者 作曲者
- (2) 歌詞の著作権が消滅している場合の訳詞者 作詞者

(国際基準)

第14条 関係権利者に外国団体所属の者が含まれる場合は、本会が当該外国団体との間に締結している著作権管理契約に定める基準又は著作者作曲者協会国際連合の定める基準その他これらに準ずる基準に従って、分配することができる。

(分配点数)

第15条 分配対象となる各著作物について、次の各号に掲げる点数を付与し、それぞれの点数を乗じて得た積をその著作物の分配点数とする。

- (1) 基礎点数

$$\frac{\text{分配対象者の取分の和}}{\text{全関係権利者の取分の和}}$$

- (2) 著作物格差点数

放送の分配資料における「著作物格差点数」並びに録音及び貸レコードの分配資料における「みなし曲数」

- (3) 使用回数

放送の分配資料における「使用回数」並びに貸レコードの分配資料における「貸出し回数」

- (4) 出庫数

録音の分配資料における「出庫数」又は「製造数」

- (5) 放送局格差点数

放送の分配資料における「放送局格差点数」

- (6) サンプリング調整係数

放送の分配資料における、レコード放送に係わる標本収集のために行った「特定の週」抽出率の逆数

(分配計算)

第16条 各著作物に対する分配額は、各分配基金の区分ごとに、次に掲げる算式により算出する。

$$\text{各著作物に対する分配額} = \frac{\text{該当する分配基金の額}}{\text{分配対象となるすべての著作物の分配点数の和}} \times \text{各著作物の分配点数}$$

2 関係権利者に対する分配額の算出は、前項により算出したすべての分配基金区分ごとの結果について、各著作物単位の分配額を集計した後、第13条及び第14条に基づき行う。

**(管理手数料の控除)**

**第17条** 前条の分配計算の結果を各著作権者ごとに集計した分配額に対して、別に定める料率を乗じて管理手数料を控除する。

**(小額補償金)**

**第18条** (削除)

**(次期分配資金への繰入れ)**

**第19条** 第16条の分配計算に際して生ずる1円未満の計算端数金は、次の分配期において、音楽の著作物に係る分配資金に繰入れるものとする。

**(支払計算書等の交付及び送金)**

**第20条** 補償金の分配に係る支払計算書等の交付及び送金は、毎年9月及び3月に行う著作物使用料の分配に合わせて行うものとする。

2 第6条第3号の著作権者に対する前項の交付及び送金は、当該著作権者がその著作物について著作権の譲渡等に関する契約を締結している音楽出版者を經由して行うことができる。

### **第3章 非委託者分配**

**(非委託者分配)**

**第21条** 非委託者に対する補償金の分配（以下「非委託者分配」という。）は、理事会の承認を得て別に定める「私的録音補償金非委託者分配細則」により行う。

2 前項の分配は、原則として著作者本人からの分配請求に基づき、第20条の定めにかかわらず、その都度行うものとする。

**(請求の期限)**

**第22条** 前条の分配を受けようとする者は、その著作権を有する著作物が第三者に



より公に使用された事実に基づき、その使用のときから2年以内に本会に請求しなければならない。ただし、特別の事情が認められる場合は、この限りでない。

**(非委託者分配資金からの支出)**

**第23条** 非委託者分配を行うときは、非委託者分配資金から支出するものとする。

**(非委託者分配資金の残高精算)**

**第24条** 毎分配期において、前期の非委託者分配資金の繰越残高がある場合は、これを当期の音楽著作物に係る分配資金に合算して精算した後に、第8条の資金配分を行うものとする。

**2** 前期の非委託者分配資金に不足が生じた場合においても、前項と同様の精算を行うものとする。

## **第4章 実施細則**

**(実施細則)**

**第25条** この規程に定めるもののほか、この規程を実施するために必要な事項は、理事会の承認を得て、細則で定める。

**(規程の変更)**

**第26条** この規程を変更した場合は、SARAHに届出なければならない。

## **附 則**

**(施行期日)**

- 1 この規程は、平成7年3月22日から施行する。
- 2 (削除)

## **附 則**

**(施行期日)**

この規程は、平成10年6月17日から施行する。

**附 則**

**(施行期日)**

この規程は、平成12年10月1日から施行する。

**附 則**

**(施行期日)**

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

**附 則**

**(施行期日)**

この規程は、平成16年3月1日から施行する。

# 私的録画補償金分配規程

	2000年6月21日	制	定
	2001年6月20日	変	更
	2001年10月2日	届	出
一部変更	2003年8月20日	届	出
一部変更	2013年7月11日	届	出



## 私的録画補償金分配規程

### 第1章 総則

#### (目的)

**第1条** この規程は、著作権等管理事業法（平成12年法律第131号）第11条第1項第5号に規定する事項として、著作権法（以下「法」という。）第30条第2項に定める私的録音録画補償金のうち私的録画に係る補償金（以下「補償金」という。）に関して、社団法人私的録画補償金管理協会（以下「SARVH」という。）及び私的録画著作権者協議会（以下「協議会」という。）の分配規程に基づき、法第21条に定める権利を有する者のうち、音楽に関する著作権者（以下「著作権者」という。）に対する補償金の分配方法を定めることを目的とする。

#### (分配結果の報告)

**第2条** 本会は、第3条乃至第21条の分配を行った結果について、毎事業年度終了後45日以内に、協議会に報告書を提出するものとする。

### 第2章 音楽の著作物に係る分配

#### (分配対象著作権者)

**第3条** 音楽の著作物に係る分配対象著作権者を、次の各号に区分する。

- (1) 本会の委託者
- (2) 本会与著作権の管理に関する契約を締結している外国の著作権管理団体（以下「外国団体」という。）に所属する著作権者
- (3) その他の著作権者で、前2号に該当する音楽出版者との間に、著作権の譲渡等に関する契約を締結している者
- (4) 前3号のいずれにも該当しない著作権者

(分配期及び分配対象補償金)

第4条 補償金の分配期及び分配対象補償金は、下表のとおりとする。

分配期	分配対象補償金
9月	前年度上半期分として、5月にSARVHから協議会を通じて受領した補償金
3月	前年度下半期分として、11月にSARVHから協議会を通じて受領した補償金

2 前項により難しい場合は、理事会の承認を得て、分配期を定めることができる。

(資金区分)

第5条 分配資金は、第3条第1号乃至第3号の著作権者（以下「委託者等」という。）に対する分配資金（以下「委託者等分配資金」という。）及び同条第4号の著作権者（以下「非委託者」という。）に対する分配資金（以下「非委託者分配資金」という。）に区分するものとし、その配分比率は下表のとおりとする。

資金区分	配分比率
委託者等分配資金	99%
非委託者分配資金	1%

(分配基金)

第6条 前条により区分した委託者等分配資金は、次の分配基金に区分して、分配する。

- (1) テレビ放送分配基金
- (2) テレビ有線放送分配基金

2 前項に定める各分配基金の配分比率は、理事会の承認を得て、細則で定める。

(分配資料)

第7条 第8条の分配対象著作物及び第12条の分配点数は、本会が著作物使用料の管理を行った結果として保持する機械的処理記録に基づいて確定し、補償金の分配に用いる分配資料とする。

## (分配対象著作物)

**第8条** 各分配基金の分配対象著作物は、下表によるものとし、著作物の確定方法等の細目は、理事会の承認を得て、細則で定める。

分配基金区分	分配対象著作物
テレビ放送分配基金	補償金の計算対象期間に相当する期間のテレビ放送使用に係る分配対象となったもの
テレビ有線放送分配基金	補償金の計算対象期間に相当する期間のテレビ有線放送使用に係る分配対象となったもの

## (関係権利者の確定)

**第9条** 分配対象著作物の関係権利者は、下表の関係権利者の確定基準日における権利関係に基づき確定する。

分配期	関係権利者の確定基準日
9月	6月30日
3月	12月31日

- 2 前項の確定は、関係権利者の確定基準日の10日前までに提出された著作物資料によるものとする。
- 3 著作物資料がないなどの理由により、本会が第1項に定める確定基準日までに関係権利者を確定することができないときは、補償金の分配を保留する。

(分配率)

第10条 分配対象著作物の関係権利者に対する分配は、下表に定める分配率に従って行う。

関係権利者	分配率	関係権利者	分配率			
			(1)	(2)	(3)	(4)
1 作曲者	12 / 12	7 作曲者 音楽出版者	8 / 12 4 / 12	6 / 12 6 / 12	— —	— —
2 作曲者 編曲者	10 / 12 2 / 12	8 作曲者 編曲者 音楽出版者	6 / 12 2 / 12 4 / 12	4 / 12 2 / 12 6 / 12	— — —	— — —
3 作曲者 作詞者	6 / 12 6 / 12	9 作曲者 作詞者 音楽出版者	4 / 12 4 / 12 4 / 12	3 / 12 3 / 12 6 / 12	4 / 12 3 / 12 5 / 12	3 / 12 4 / 12 5 / 12
4 作曲者 作詞者 編曲者	5 / 12 5 / 12 2 / 12	10 作曲者 作詞者 編曲者 音楽出版者	3 / 12 3 / 12 2 / 12 4 / 12	2 / 12 2 / 12 2 / 12 6 / 12	3 / 12 2 / 12 2 / 12 5 / 12	2 / 12 3 / 12 2 / 12 5 / 12
5 作曲者 作詞者 訳詞者	5 / 12 5 / 12 2 / 12	11 作曲者 作詞者 訳詞者 音楽出版者	3 / 12 3 / 12 2 / 12 4 / 12	2 / 12 2 / 12 2 / 12 6 / 12	3 / 12 2 / 12 2 / 12 5 / 12	2 / 12 3 / 12 2 / 12 5 / 12
6 作曲者 作詞者 編曲者 訳詞者	5 / 12 5 / 12 1 / 12 1 / 12	12 作曲者 作詞者 編曲者 訳詞者 音楽出版者	3 / 12 3 / 12 1 / 12 1 / 12 4 / 12	2 / 12 2 / 12 1 / 12 1 / 12 6 / 12	3 / 12 2 / 12 1 / 12 1 / 12 5 / 12	2 / 12 3 / 12 1 / 12 1 / 12 5 / 12

2 前項の表中、7乃至12において適用する分配率は、関係権利者が本会に提出した作品届等の著作物資料に記載の演奏権分配率を、補償金の分配率に読み替えるものとする。

3 次の各号に該当する者は、当該各号に定める者として、第1項の分配率を適用する。

- (1) 楽曲の著作権が消滅している場合の編曲者 作曲者
- (2) 歌詞の著作権が消滅している場合の訳詞者 作詞者



## (国際基準)

第11条 関係権利者に外国団体所属の者が含まれる場合は、本会が当該外国団体との間に締結している著作権管理契約に定める基準又は著作者作曲者協会国際連合の定める基準その他これらに準ずる基準に従って、分配することができる。

## (分配点数)

第12条 分配対象となる著作物について、次の各号に掲げる点数を付与し、それぞれの点数を乗じて得た積をその著作物の分配点数とする。

## (1) 基礎点数

$$\frac{\text{分配対象者の取分の和}}{\text{全関係権利者の取分の和}}$$

## (2) 著作物格差点数

テレビ放送及びテレビ有線放送の分配資料における「著作物格差点数」

## (3) 使用回数

テレビ放送及びテレビ有線放送の分配資料における「使用回数」

## (4) 放送局格差点数

テレビ放送の分配資料における「放送局格差点数」

## (5) サンプリング調整係数

テレビ放送の分配資料における、レコード放送に係る標本収集のために行った「特定の週」の抽出率の逆数

## (分配計算)

第13条 各著作物に対する分配額は、各分配基金の区分ごとに、次に掲げる算式により算出する。

$$\text{各著作物に対する分配額} = \frac{\text{該当する分配基金の額}}{\text{分配対象となるすべての著作物の分配点数の和}} \times \text{各著作物の分配点数}$$

2 関係権利者に対する分配額の算出は、前項により算出したすべての分配基金区分ごとの結果について、各著作物単位の分配額を集計した後、第10条及び第11条に基づき行う。

**(管理手数料の控除)**

**第14条** 前条の分配計算の結果を各著作権者ごとに集計した分配額に対して、別に定める料率を乗じて管理手数料を控除する。

**(次期分配資金への繰入れ)**

**第15条** 第13条の分配計算に際して生ずる1円未満の計算端数金は、次の分配期において、分配資金に繰入れるものとする。

**(支払計算書等の交付及び送金)**

**第16条** 補償金の分配に係る支払計算書等の交付及び送金は、毎年9月及び3月に行う著作物使用料の分配に合わせて行うものとする。

2 第3条第3号の著作権者に対する前項の交付及び送金は、当該著作権者がその著作物について著作権の譲渡等に関する契約を締結している音楽出版者を經由して行うことができる。

**第3章 非委託者分配**

**(非委託者分配)**

**第17条** 非委託者に対する補償金の分配（以下「非委託者分配」という。）は、理事会の承認を得て別に定める「私的録画補償金非委託者分配細則」により行う。

2 前項の分配は、原則として著作者本人からの分配請求に基づき、第16条の定めにかかわらず、その都度行うものとする。

**(請求の期限)**

**第18条** 前条の分配を受けようとする者は、その著作権を有する著作物が第三者により公に使用された事実に基づき、その使用のときから2年以内に本会に請求しなければならない。ただし、特別の事情が認められる場合は、この限りでない。

**(非委託者分配資金からの支出)**

**第19条** 非委託者分配を行うときは、非委託者分配資金から支出するものとする。

**(非委託者分配資金の残高精算)**

**第20条** 毎分配期において、前期の非委託者分配資金の繰越残高がある場合は、これを当期の音楽著作物に係る分配資金に合算して精算した後に、第5条の資金配分を行うものとする。

- 2 前期の非委託者分配資金に不足が生じた場合においても、前項と同様の精算を行うものとする。

#### 第4章 実施細則

##### (実施細則)

第21条 この規程に定めるもののほか、この規程を実施するために必要な事項は、理事会の承認を得て、細則で定める。

##### (規程の変更)

第22条 この規程を変更した場合は、協議会に届出なければならない。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この規程は、2000年6月21日から施行する。

##### (経過措置)

2 第6条乃至第16条の規定にかかわらず、当分の間、委託者等分配資金に区分した補償金の分配は、次に掲げる方法により行う。

- (1) 第6条の定めにかかわらず、委託者等分配資金は、テレビ放送分配基金として分配する。
- (2) 前号のテレビ放送分配基金としての補償金は、著作物使用料分配規程第15条第1項に定めるNHK放送分配基金及び民放テレビ（地上波）放送分配基金に、それぞれの使用料の額に按分して合算する。

(3) 削除

#### 附 則

##### (施行期日)

この規程は、2001年6月20日から施行し、2000年11月1日から適用する。

**附 則**

**(施行期日)**

この規程は、2002年4月1日から施行する。

**附 則**

**(施行期日)**

この規程は、2004年3月1日から施行する。

**附 則**

**(施行期日)**

この規程は、2013年8月1日から施行する。

# 管 理 手 数 料 規 程

	1939年12月28日	許 可
	1941年 3 月11日	變更許可
	1946年 3 月18日	變更許可
	1960年 2 月12日	變更許可
	1970年10月23日	許 可
	1971年 5 月27日	許 可
	1985年 1 月16日	許 可
	1988年 3 月25日	變更許可
	2001年 8 月10日	變更許可
	2001年10月 2 日	届 出
一部變更	2003年 8 月20日	届 出
一部變更	2006年 2 月22日	届 出
一部變更	2016年 2 月 5 日	届 出



## 管理手数料規程

### (目的)

第1条 この規程は、本会が著作権を管理する著作物の使用に伴う対価として徴収した著作物使用料等（以下「使用料」という。）を分配する際控除する著作権等管理事業法（平成12年法律第131号）第11条第1項第4号の管理手数料の算出方法を定めることを目的とする。

### (管理手数料の額)

第2条 管理手数料は、別表で定める料率の範囲内において、理事会の承認を得て、理事長が定める料率を使用料に乗じて得た額とする。

### (外国団体に関する特例)

第3条 本会と外国著作権管理団体等（以下「外国団体」という。）との間で締結された著作権管理契約において、別表に定める料率を超える料率を定めた場合は、当該料率を用いて管理手数料を算出することができる。

### 附 則

この規程は、2016年9月1日から施行する。

別表（第2条関係）

使用料の区分	料 率
演 奏 等 映 画 上 映	30%
放 送 等 有 線 放 送	15%
映 画 録 音	30%
出 版 等	20%
オーディオ録音 オルゴール	6%
ビデオグラム	13%
貸与（貸レコード）	15%
業務用通信カラオケ	15%
インタラクティブ配信	15%
<b>B G M</b>	12%
<b>CD</b> グラフィックス等	6%
カラオケ用 <b>IC</b> メモリーカード	6%
広告目的で行う複製	13%
ゲームに供する目的で行う複製	13%
外 国 入 金	5%
そ の 他	25%

備 考

- 1 使用料の区分欄に掲げる区分（外国入金を除く。）は、使用料規程に定める各規定の上記区分に対応する規定により徴収された使用料の区分をいい、外国入金は、外国団体から収納した使用料のことをいう。
- 2 国内で徴収される使用料のうち、教科用図書等に係る補償金など使用料規程によらないで徴収した使用料については、使用料規程をあてはめたならば適用されるであろう規定の使用料の区分によるものとする。



# 信託契約申込金規程

1998年3月6日許可

2001年10月2日届出



## 信託契約申込金規程

### (目的)

**第1条** この規程は、著作権信託契約約款第2条第2項に定める本会が著作権の信託を引き受けるに際して委託者から支払いを受ける、著作権等管理事業法（平成12年法律第131号）第11条第1項第4号の信託契約申込金の金額を定めることを目的とする。

### (信託契約申込金の額)

**第2条** 信託契約申込金は、下表に定める金額に消費税相当額を加算した額とする。

委託者の区分	信託契約申込金の額
1. 著作者	25,000円
2. 音楽出版者	75,000円
3. 1、2に掲げるもの以外の著作権者	25,000円

### 附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。



# 私的録音補償金管理手数料規程

	1995年3月22日	制	定
	1998年6月3日	変	更
	2001年10月2日	届	出
一部変更	2005年2月25日	届	出



## 私的録音補償金管理手数料規程

### (目的)

**第1条** この規程は、著作権等管理事業法(平成12年法律第131号)第11条第1項第5号に規定する事項として、著作権法(以下「法」という。)第30条第2項に定める私的録音録画補償金のうち、社団法人私的録音補償金管理協会から分配を受けた私的録音補償金(以下「補償金」という。)に関し、法第21条に定める権利を有する者のうち音楽の著作物に係る著作権者に対する分配に際して控除する管理手数料の算出方法を定めることを目的とする。

### (管理手数料の額)

**第2条** 委託者等(私的録音補償金分配規程第6条第1号乃至第3号の著作権者)に対する補償金の分配に係る管理手数料は、20%の範囲内において、理事会の承認を得て、理事長が定める料率を各著作権者ごとに集計した分配額に乗じて得た額とする。

2 非委託者(私的録音補償金分配規程第6条第4号の著作権者)に対する補償金の分配に係る管理手数料は、前項で定めた料率を1請求ごとに集計した分配額に乗じて得た額とする。

### 附 則

この規程は、平成7年3月22日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成10年6月3日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成17年3月1日から施行する。





# 私的録画補償金管理手数料規程

2000年6月7日 制定

2001年10月2日 届出

一部変更 2005年2月25日 届出



## 私的録画補償金管理手数料規程

### (目的)

**第1条** この規程は、著作権等管理事業法（平成12年法律第131号）第11条第1項第5号に規定する事項として、著作権法（以下「法」という。）第30条第2項に定める私的録音録画補償金のうち、社団法人私的録画補償金管理協会から私的録画著作権者協議会を通じて分配を受けた私的録画補償金（以下「補償金」という。）に関し、法第21条に定める権利を有する者のうち音楽の著作物に係る著作権者に対する分配に際して控除する管理手数料の算出方法を定めることを目的とする。

### (管理手数料の額)

**第2条** 委託者等（私的録画補償金分配規程第3条第1号乃至第3号の著作権者）に対する補償金の分配に係る管理手数料は、20%の範囲内において、理事会の承認を得て、理事長が定める料率を各著作権者ごとに集計した分配額に乗じて得た額とする。

**2** 非委託者（私的録画補償金分配規程第3条第4号の著作権者）に対する補償金の分配に係る管理手数料は、前項で定めた料率を1請求ごとに集計した分配額に乗じて得た額とする。

### 附 則

この規程は、平成12年6月7日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成17年3月1日から施行する。



# 信託期間に関する取扱規準

	1989年3月22日	制	定
	1992年12月9日	変	更
	1998年3月18日	変	更
	2001年10月2日	届	出
一部変更	2005年6月24日	届	出
一部変更	2013年7月11日	届	出
一部変更	2014年1月9日	届	出
一部変更	2015年7月3日	届	出



## 信託期間に関する取扱規準

### (目的)

**第1条** この規準は、著作権等管理事業法（平成12年法律第131号）第11条第1項第5号に規定する事項として、信託期間に関する取扱いを定めることを目的とする。

### (信託期間更新時の書類の提出)

**第2条** 受託者は、信託期間更新に伴い、必要があるときは、委託者に次の書類の提出を求めることができる。

- (1) 印鑑証明書（外国に居住する者については、これに準ずるもの）
- (2) 法人登記事項証明書
- (3) 住民票の写し（外国に居住する者については、これに準ずるもの）

### (信託終了の通知等)

**第3条** 受託者は、信託期間満了日をもって信託が終了する委託者に対し、信託の終了を通知するものとする。

2 委託者は、信託終了の際、受託者に対し、金銭債務を有する場合は、受託者の指定する方法により、その債務を弁済しなければならない。

### 附 則

この規準は、2016年1月6日から施行する。